

第 2 部 災害応急対策

第2部 災害応急対策	第1節 応急活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等
第1章 活動体制の確立	
第2章 警戒避難期の応急対策	第1節 気象警報等の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広報 第4節 水防・土砂災害等の防止対策 第5節 消防活動 第6節 避難の指示、誘導 第7節 救助・救急 第8節 交通確保・規制 第9節 緊急輸送 第10節 緊急医療 第11節 要配慮者への緊急支援
第3章 事態安定期の応急対策	第1節 指定避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医療・保健 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策 第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策
第4章 社会基盤の応急対策	第1節 電力施設の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

第2部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得る等、効果的な体制を確立する必要がある。

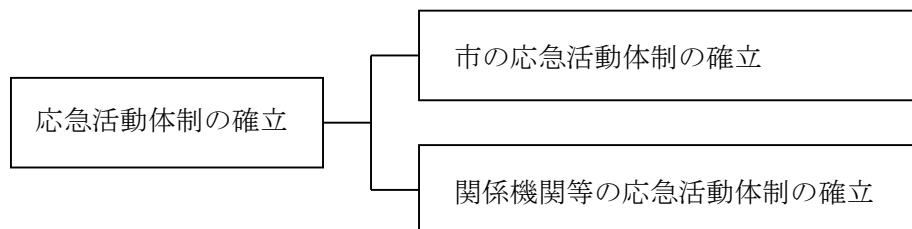
本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 市の応急活動体制の確立

1 災害対策本部等設置前の初動体制

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため情報連絡体制を確立する。

2 災害警戒本部・支部の設置及び廃止

- (1) 各種の気象警報等の発表により災害の発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策を図るため、災害警戒本部を設置する。
- (2) 災害警戒本部に支部を置き、支部の設置は本部長が指示するものとする。
- (3) 災害警戒本部及び支部は、災害の発生のおそれなくなったとき、又は災害対策本部・支部が設置されたとき廃止するものとする。

3 災害警戒本部及び支部の組織

- (1) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は防災安全課長を、副本部長は建設課長をもって充てる。
- (2) 災害警戒支部に支部長を置き、支部長には支所長をもって充てる。
- (3) 災害警戒本部及び支部に災害警戒要員を置き、本部災害警戒要員は防災安全課職員、支部災害警戒要員は地域振興係職員その他必要と認める人員をもって充てる。

4 災害対策本部・支部の設置及び廃止

- (1) 災害対策本部はおおむね次のような災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき設置するものとする。
 - ① 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
 - ② 対策本部等を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - ③ 市内に特別警報が発表されたとき。
- (2) 災害対策本部に支部を置き、支部の設置は本部長が指示するものとする。
- (3) 本部長は、市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部等を廃止する。
- (4) 災害対策本部等を廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

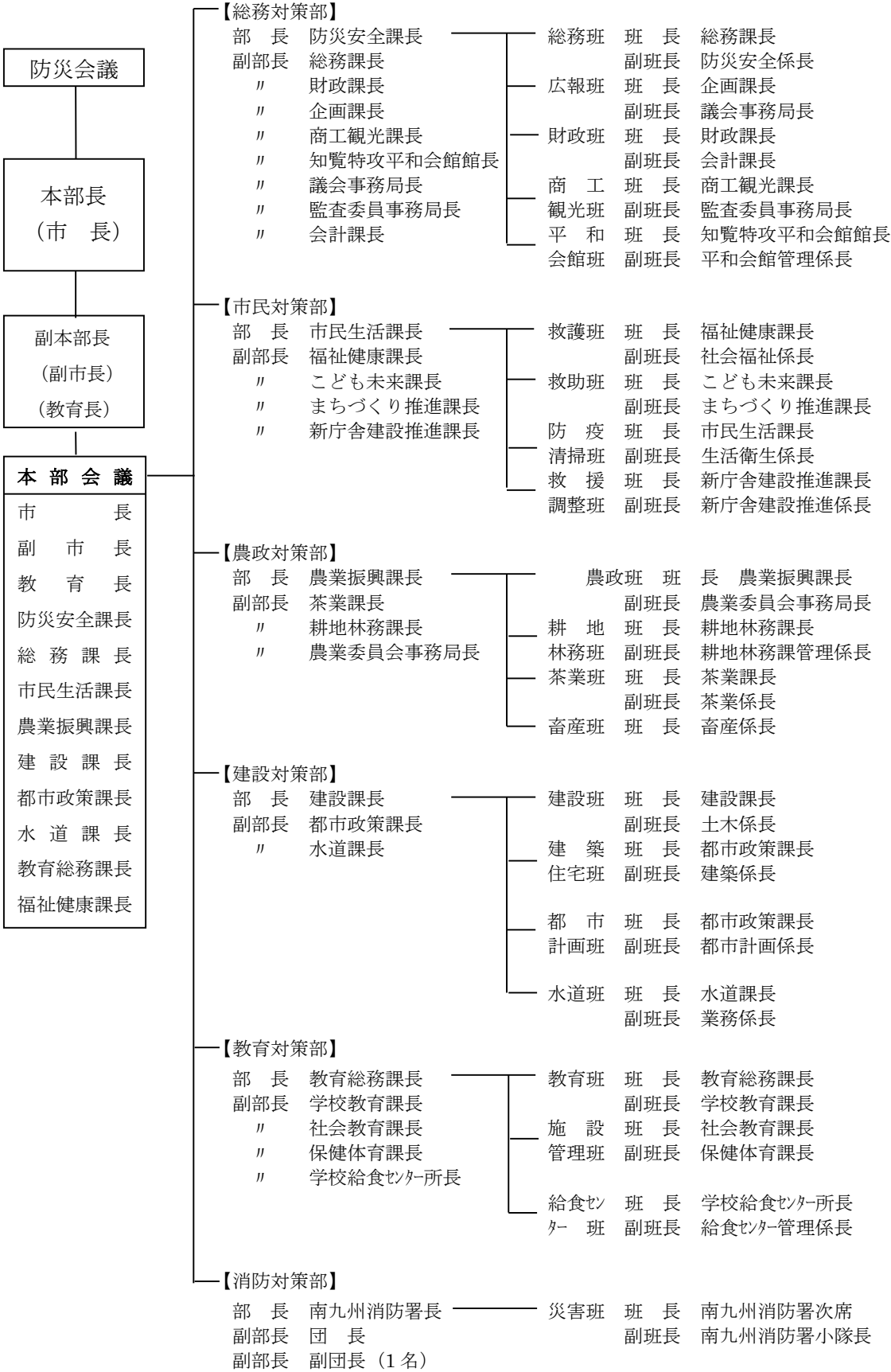
通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
鹿児島県	連絡班	県域防災無線・電話その他迅速な方法
市各対策部	連絡班	庁内放送、電話その他迅速な方法
市各支所・現地対策本部	連絡班	庁内放送、電話その他迅速な方法
南九州警察署	連絡班	電話その他迅速な方法
指宿南九州消防組合	連絡班	電話その他迅速な方法
南九州市消防団	連絡班	電話その他迅速な方法
一般市民	総務班	防災無線、広報車、その他迅速な方法
報道機関	総務班	電話その他迅速な方法

5 災害対策本部及び支部の組織

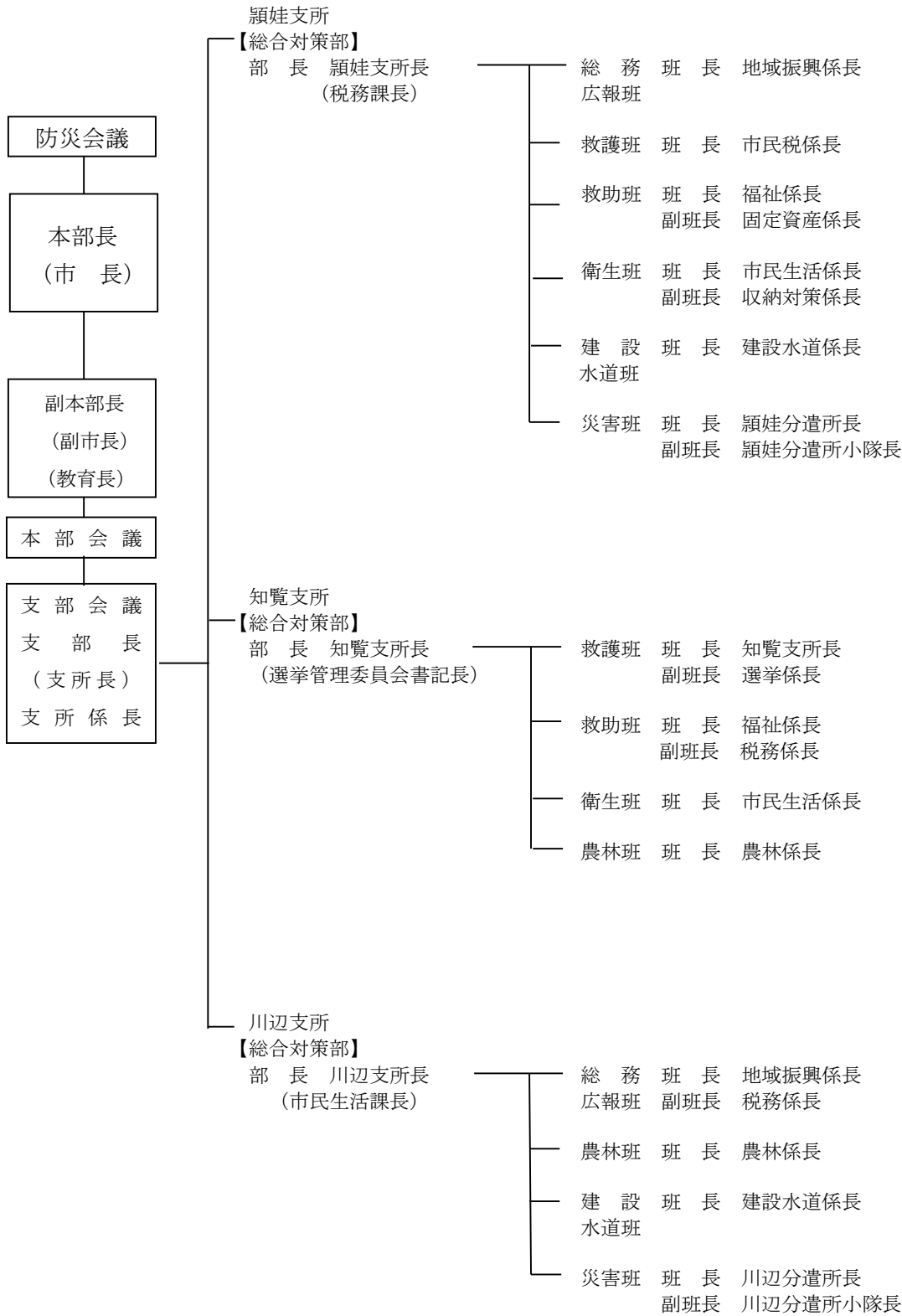
- (1) 災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- (2) 支部に支部長を置き、支部長は支所長をもって充てる。
- (3) 災害対策本部の対策部に次項に掲げる対策部を置き、各部に部長、副部長を置く。
- (4) 災害対策支部に次項に掲げる対策部を置き、各部に部長を置く。
- (5) 各対策部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。
- (6) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び必要な職員をもって構成する。
- (7) 支部に支部会議を置き、支部長及び支所係長をもって構成する。
- (8) 各対策部に次項に掲げる班を置き、各班長等は次項に掲げる者をもって充てる。
- (9) 各対策部は、原則として本部・支部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示したときは、指示に係る対策部は設置されないものとする。
- (10) 市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、教育長、総務課長の順位により、市長の職務を代理する。

6 災害対策本部及び支部の編成

本部の編成は次のとおりとする。



支部は次の体制を基準とし，編成する。



7 動員配備体制

(1) 本庁における職員の動員配備基準

体 制		基 準	参集・配備基準	活 動 内 容
情報連絡体制		●市内に各種の気象警報等が発表されたとき	●防災安全課・・・2名 ●企画課・・・・・・2名	●関係機関との連携により，降雨状況や被害情報の収集を行い市民等への広報を行う。
災害警戒本部体制		●市内に小規模な災害が発生したとき ●市内に各種の気象警報等が発表され，災害の発生が予想されるとき	●防災安全課・・・4名 ●企画課・・・・・・2名 ●防災安全課長・建設課長及びその他必要と認める人員	●災害警戒本部を設置し，事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集・発信，応急対策等，防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し，若しくは発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき ●市内に特別警報が発表されたとき	●「8 各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策本部を設置し，災害の規模，程度に応じて，市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	●大規模な災害が発生するおそれのある場合で，本部長が必要と認めるとき		
	第3配備	●市内全域にわたり甚大な災害が発生し，本部長が全職員の配備を必要と認めるとき		

(2) 穎娃・川辺支部における職員の動員配備基準

体 制		基 準	参集・配備基準	活 動 内 容
情報連絡体制		●市内に各種の気象警報等が発表されたとき	●地域振興係長・・・1名 (防災安全課長の指示により)	●関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒支部体制		●災害警戒本部の本部長の指示により設置する	●地域振興係長・・・1名 ●穎娃・川辺支所長及びその他必要と認める人員	●災害警戒支部を設置し、関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策等、防災対策の一層の確立を図る。
災害対策支部体制	第1配備	●災害対策本部の本部長の指示により設置する	●「8 各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策支部を設置し、災害の規模、程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備			
	第3配備			

(3) 知覧支部における職員の動員配備基準

体 制		基 準	参集・配備基準	活 動 内 容
災害対策支部体制	第1配備	●災害対策本部の本部長の指示により設置する	●「8 各部・各班の所掌事務及び配備要員数」による	●災害対策支部を設置し、災害の規模、程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備			
	第3配備			

8 災害対策本部の対策部、班の所掌事務及び配備要員数【本部】

対策 部名	班 名	所 掌 事 務	配備要員の数			関係課
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務対策部	総 務 班	1 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。 4 自衛隊等の派遣要請に関する事。 5 消防団の出動に関する事。 6 水防資機材等に関する事。 7 災害調書の作成及び関係機関への報告に関する事。 8 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 9 本部長が特に命じたこと。	8	12	全員	総務課 防災安全課 財政課 企画課 商工観光課 知覧特攻平和会館 会計課 議会事務局 監査委員事務局
	広 報 班	1 気象情報の収受及び各対策部への伝達に関する事。 2 災害情報の収集、記録（写真撮影含む。）に関する事。 3 災害予防広報に関する事。 4 災害対策本部の報道に関する事。 5 報道機関との連絡及び協力に関する事。 6 災害状況の広報及び写真撮影に関する事。 7 市議会との連絡調整に関する事。	4	6		
	財 政 班	1 公有財産及び公用車の災害対策に関する事。 2 災害対策に要する経費の管理及び財政計画に関する事。	3	5		
	商工観光班	1 商工業関係の災害調査及び報告に関する事。 2 観光施設の災害調査及び報告に関する事。 3 災害用物資の入手あつせんに関する事。 4 漁協との連絡調整に関する事。 5 水産関係の被害調査及び報告に関する事。 6 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。	3	5		
	平和会館班	1 ミュージアム知覧・知覧特攻平和会館の入場者の安全に関する事。 2 本部との連絡調整に関する事。 3 文化財の被害の調査及び対策に関する事。	3	5		
市民対策部	救 護 班	1 市民対策部総括に関する事。 2 被災者の医療救護に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 関係施設の被害及び対策に関する事。 5 保健活動に関する事。	2	5	全員	市民生活課 福祉健康課 こども未来課 まちづくり推進課 新庁舎建設推進課
	救 助 班	1 災害救助に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 避難所の設置及び管理に関する事。 4 社会福祉施設の被害及び対策に関する事。 5 社会福祉施設の災害調査に関する事。 6 災害救助法に基づく諸対策に関する事。	4	8		
	防疫清掃班	1 感染症の防疫対策に関する事。 2 予防衛生に関する事。 3 ごみの処理に関する事。 4 し尿処理に関する事。	2	5		
	救援調整班	1 ボランティア活動に関する事。 2 被災した障害者及び高齢者の援護に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 被災者への炊き出しと教育対策部との連絡調整に関する事。	2	3		
農政対策部	農 政 班	1 農政対策部総括に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 炊き出し用食糧の調達及びあつせんに関する事。 5 農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。	5	10	全員	農業振興課 耕地林務課 茶業課 農業委員会事務局
	耕地林務班	1 農林関係の被害の調査及び報告に関する事。 2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事。 3 治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関する事。 4 農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。	4	7		
	茶 業 班	1 茶業の被害の調査及び報告に関する事。 2 茶業団体及び生産組織の被害の調査及び報告に関する事。	2	3		
	畜 産 班	1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関する事。 2 飼料及び畜産物に関する事。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。	2	3		

【本部】

対策部名	班名	所掌事務	配備要員の数			関係課
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
建設対策部	建設班	1 建設対策部の総括に関すること。 2 道路、橋りょう、河川及び港湾等土木被害の調査及び対策に関すること。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 各支所対策部内建設対策部との連絡調整に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。	5	9	全員	建設課 都市政策課 水道課
	建築班	1 市有建物及び付属施設（学校施設を除く。）被害の調査及び災害復旧に関すること。 2 市営住宅の被害の調査及び対策に関すること。 3 住宅関係の融資に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。	3	5		
	都市計画班	1 都市計画施設被害の調査及び対策に関すること。 2 都市計画施設被害の災害復旧に関すること。 3 災害時における都市計画施設等の使用に関すること。	3	5		
	水道班	1 水道関係の災害調査及び報告に関すること。 2 水道施設の応急復旧対策に関すること。 3 災害時の給水に関すること。	3	5		
教育対策部	教育班	1 教育対策部の総括に関すること。 2 学校施設の被害の調査及び対策に関すること。 3 被災者への炊き出しに関して市民対策部救援調整班との連絡調整に関すること。 4 関係機関との連絡に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。 6 園児、児童及び生徒並びに教職員の安全確保と避難その他の対策に関すること。 7 授業に係る措置に関すること。 8 災害時の教科書・学用品の調達及びあつせんに関すること。 9 避難所の開設の協力に関すること。	5	9	全員	教育総務課 学校教育課 社会教育課 保健体育課 学校給食センター
	施設管理班	1 文化会館、図書館、体育施設の被害の調査及び対策に関すること。 2 避難所の開設の協力に関すること。	4	6		
	給食センター班	1 給食センターの被害の調査及び対策に関すること。	2	4		
消防対策部	災害班	1 避難計画及び避難指示等その他の対策に関すること。 2 市消防団との連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集及び報告に関すること。 4 その他緊急措置に関すること。	非番員		全員	南九州消防署 南九州市消防団

【顚娃支部】

対 策 部 名	班 名	所 掌 事 務	配備要員の数			関係課
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	
総合 対策部	総務広報班	1 支部の庶務に関すること。 2 支部会議に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 配備要員に関すること。 5 本部との連絡調整に関すること。 6 災害の広報に関すること。 7 支所長が特に命じたこと。	2	3	全員	頼娃支所 税務課 頼娃分遣所
	救 護 班	1 被災者の医療救護に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 関係施設の被害及び対策に関すること。	3	5		
	救 助 班	1 災害救助に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の設置及び管理に関すること。	4	6		
	衛 生 班	1 感染症の防疫対策に関すること。 2 予防衛生に関すること。 3 ごみの処理に関すること。 4 し尿処理に関すること。	2	4		
	建設水道班	1 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 2 本庁との連絡調整に関すること。 3 水道関係の災害調査及び報告に関すること。 4 水道施設の応急復旧対策に関すること。 5 災害時の給水に関すること。	1	3		
	災 害 班	1 災害情報の収集及び報告に関すること。 2 その他緊急措置に関すること。	非番職員			

【知覧支部】

対策部名	班名	所掌事務	配備要員の数			関係課
			第1配備	第2配備	第3配備	
総合対策部	救護班	1 被災者の医療救護に関する事。 2 医療機関との連絡調整に関する事。 3 関係施設の被害及び対策に関する事。	2	3	全員	知覧支所 選挙管理委員会
	救助班	1 災害救助に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 避難所の設置及び管理に関する事。	2	3		
	衛生班	1 感染症の防疫対策に関する事。 2 予防衛生に関する事。 3 ごみの処理に関する事。 4 し尿処理に関する事。	2	3		
	農林班	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関する事。 3 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事。 4 農林関係の被害の調査及び報告に関する事。 5 治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関する事。 6 農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。	2	3		

【川辺支部】

対 策 部 名	班 名	所 掌 事 務	配備要員の数			関係課
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	
総 合 対 策 部	総務広報班	1 支部の庶務に関すること。 2 支部会議に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 配備要員に関すること。 5 本部との連絡調整に関すること。 6 災害の広報に関すること。 7 支所長が特に命じたこと。	2	3	全員	川辺支所 長寿介護課 川辺分遣所
	農 林 班	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害の調査・応急対策に関すること。 3 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 4 農林関係の被害の調査及び報告に関すること。 5 治山関係施設の被害の調査及び応急処置に関すること。 6 農林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。	2	3		
	建設水道班	1 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 2 本庁との連絡調整に関すること。 3 水道関係の災害調査及び報告に関すること。 4 災害時の給水に関すること。	2	3		
	災 害 班	1 災害情報の収集及び報告に関すること。 2 その他緊急措置に関すること。	非番職員			

9 動員方法

(1) 災害発生時（おそれがある場合を含む。）の動員

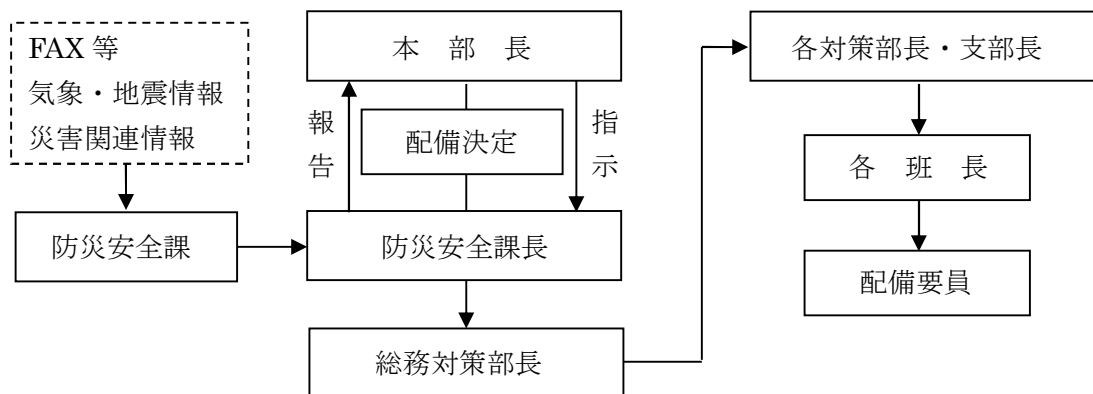
ア 職員は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに防災安全課長に連絡する。

イ アの通報を受けた防災安全課長は、必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

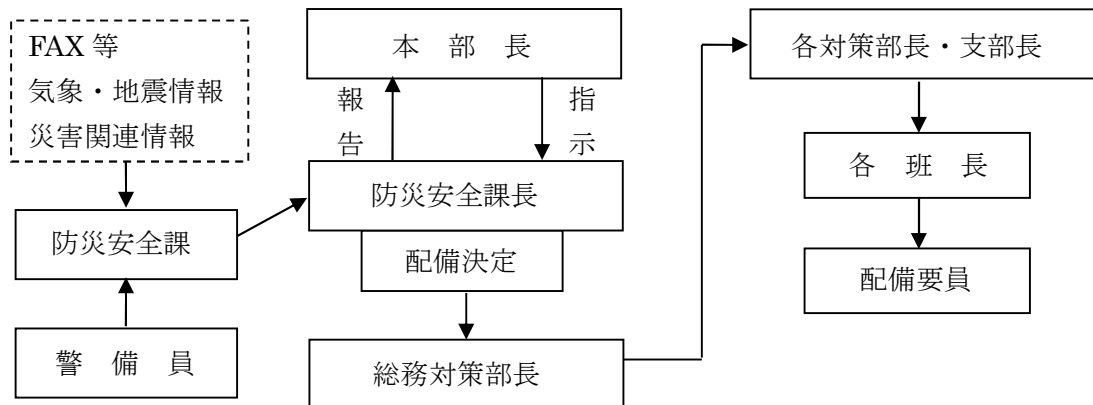
(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 各対策部長は、勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに近隣住民の救助活動等に協力する等の責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパー等、物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、女性会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力を得てその防災体制を確立する。

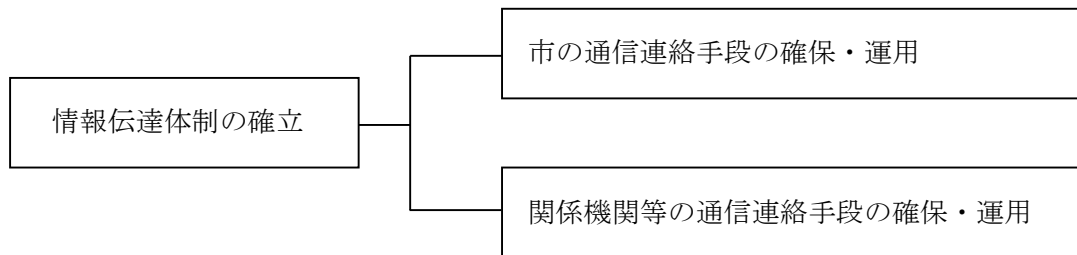
2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立〔実施責任者：防災安全課・企画課・消防組合〕

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



第1 市の通信連絡手段の確保・運用

1 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、固定電話及び携帯電話（災害時優先電話、各種携帯電話）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市の無線通信連絡体制として、整備済みの市防災行政無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器や移動電源車及び可搬型発電機等を含めた効果的な運用体制を確立する。

3 その他の手段による通信体制の確立

固定電話及び携帯電話をはじめ地域ごとに整備されているNTTの音声応答システム、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

- ・一斉同報メール

市が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

- ・緊急速報（エリアメール等）

当該市内にいる携帯電話所有者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

- ・ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。エリアワンセグは、市等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

- ・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

- ・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

- ・告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

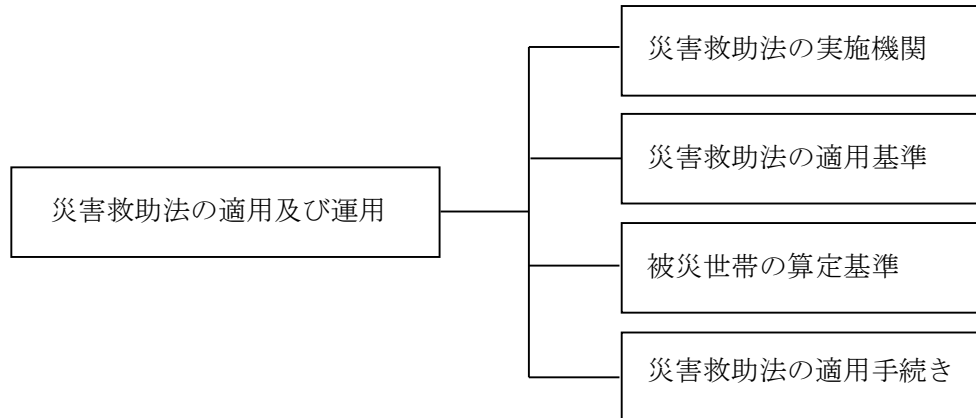
2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通信できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：全部〕

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市、県は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、市長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

災害救助法第4条及び災害救助法施行令第2条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- (1) 指定避難所収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索・処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する市において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
- ① 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
 - ② 県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - ③ 県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

南九州市の災害救助法適用基準

人 口 (令和2年国勢調査による)	基 準	
	1 号	2 号
33,080 人	60 世帯	30 世帯

2 災害救助法による救助の実施程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の実施程度、方法及び期間については、下記のとおりである。

救助の実施程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準	留 意 事 項
指定避難所の設置 (法第4条第1項)	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	指定避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	(基本額) ・指定避難所設置 1人1日あたり320円 (加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉指定避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、数コサ等) ・通信施設の確認(非常通信方法の教示)
指定避難所の設置 (法第4条第2項)	被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を収容する	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの機関 (災害が発生し、継続して指定避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの機関)	(基本額) 1人1日あたり330円 ・福祉指定避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	

第2部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準	留 意 事 項								
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救出に必要な機械具、要員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法								
炊き出しその他による食品の給与	1 指定避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝金、消耗品の購入費）	災害発生の日から7日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1人1日あたり1,080円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。 ・被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合、3日分支給可（大人、小人の区別なし）	・人員の把握 ・炊き出し場所の設置及び奉仕団、協力者の確保、必要物品の調達方法、食事の配布方法								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費 修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・飲料水の必要量及び輸送方法								
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合	・除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1世帯あたり134,300円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握 ・障害物が住居の中に運び込まれている状況確認（日常生活上の支障の程度） ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被災者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内（単位 円）	・被災世帯区分の確認〔全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水〕 ・物資配分計画表の作成（購入品目の検討） ・物資の調達方法（特に現地調達可能量の検討） ・物資の配布の方法〔賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする。（災害救助法に基づく救援物資とその他日赤救援物資等）〕								
						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
						全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
							冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
						半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800		3,500						
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から3か月以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分 ・1世帯あたり567,000円 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯数の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施								
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・救護班（原則とする。）使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	応急処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分娩後の処置 ・脱脂綿、かへぎその他の衛生材料	分べんした日から7日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。								

第2部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準	留 意 事 項
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から教科書—1か月以内 文房具及び通学用品—15日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・教科書 小学校児童及び中学校生徒教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費 ・文房具及び通学用品費は次の金額以内 小学校児童 1人あたり 4,200円 中学校生徒 1人あたり 4,500円 高等学校生徒 1人あたり 4,900円 ・備蓄物資は評価額 ・入、進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保に努める。 ・教材については県、市教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものとして推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・洗浄、消毒等 1体あたり 3,400円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体あたり 5,300円以内 ・ドライアイスの購入等経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ・検案（救護班以外は慣行料金） ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は、救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は、原則として救護班が行う。
埋 葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1体あたり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のために埋葬を行うことが困難
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者（世帯単位）	・整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、建築事務費	災害発生の日から20日以内 〔ただし厚生労働大臣の承認により着工期間延長あり〕	・基準面積は平均1戸あたり 29.7㎡（9坪）であればよい。また、実情に応じ、市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ・限度額1戸あたり 2,621,000円以内 ・供与期間 2年以内 ・県外からの輸送費は別枠とする。 ・同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	・対象世帯の適正な把握（前年中の課税標準額等に基づく検討） ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施（建築技術者の検査を受ける。）
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救援用物資の整理配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費	・各救助の種目により異なる。

第2部 災害応急対策
第1章 活動体制の確立

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準	留 意 事 項
実費弁償	・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	(日当1人1日あたり) ・医師、歯科医師 17,400円以内 ・薬剤師 11,900円以内 ・保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 17,200円以内 ・大工、左官、とび職 20,700円以内	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
	・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者			・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の判定基準

(第2部第2章第2節第1 災害情報の収集・伝達 2 災害情報等の報告「南九州市被害調査報告書」を参照)

3 世帯及び住家の単位

(1) 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位

(2) 住 家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

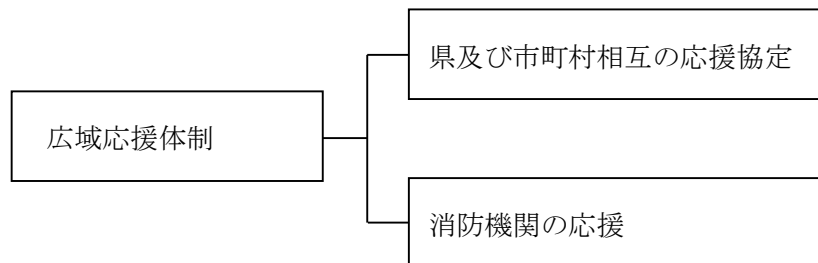
第4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

第4節 広域応援体制〔実施責任者：防災安全課〕

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。



第1 県及び市町村相互の応援協定

1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

市は災害が発生し、本市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接市は、応急措置の実施について、相互に応援協力を行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市では対応できないと考えられる場合は、県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部長等は、自ら応援を行うとともに管内市町に対して応援要請を行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自らの応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

3 市内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又はまさに発生しようとする場合、市は実施する応急措置について、市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

第2 消防機関の応援

1 鹿児島県消防相互応援協定による応援

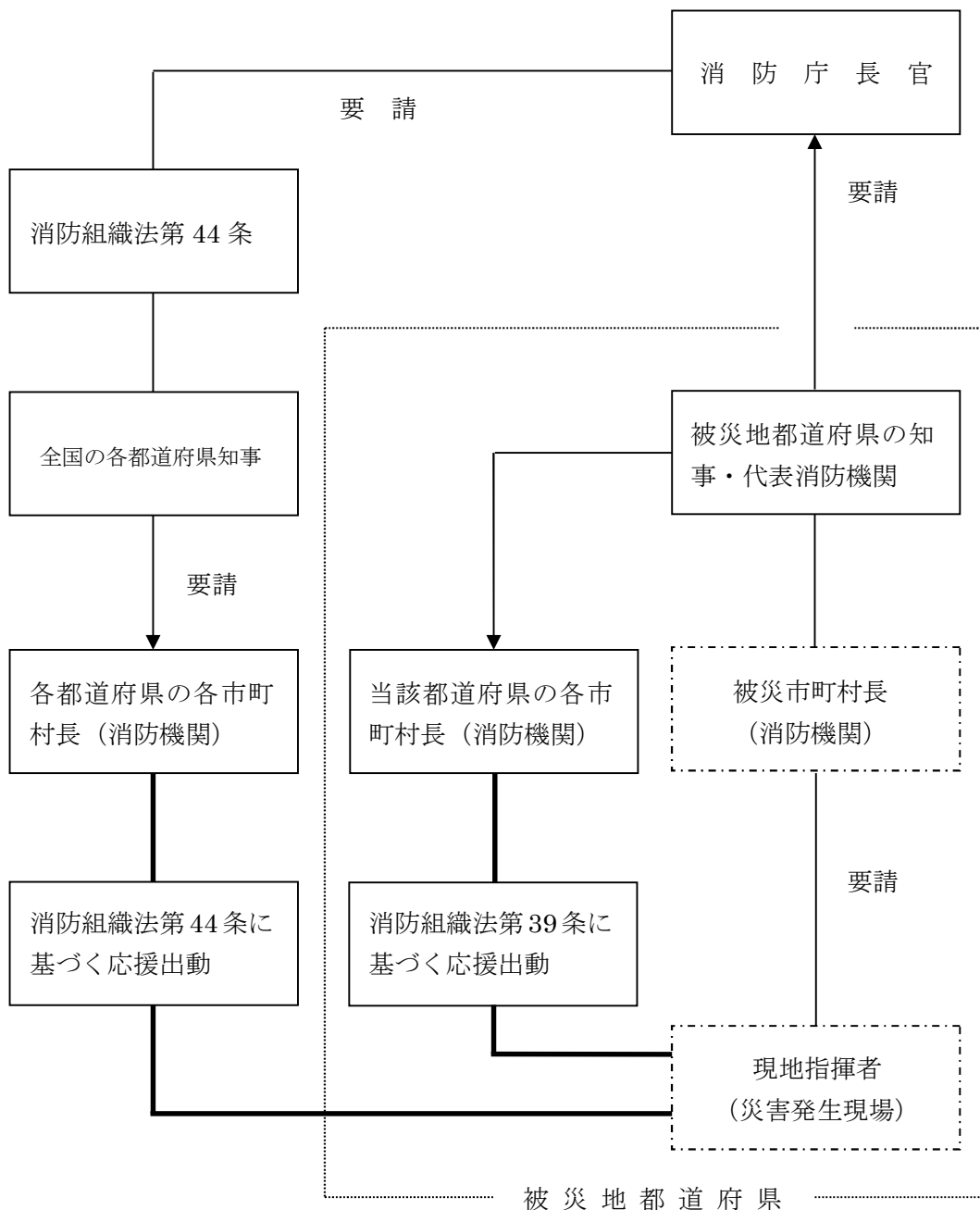
市（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市

等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき迅速に応援要請を行う。

2 緊急消防援助隊による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

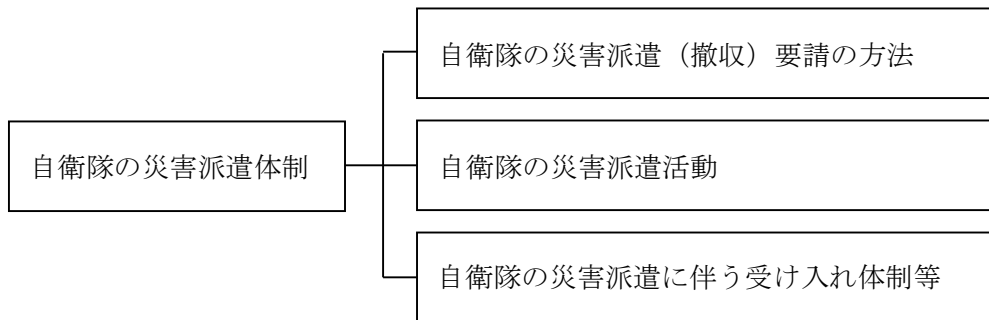
大規模災害時における消防の応援要請経路



第5節 自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

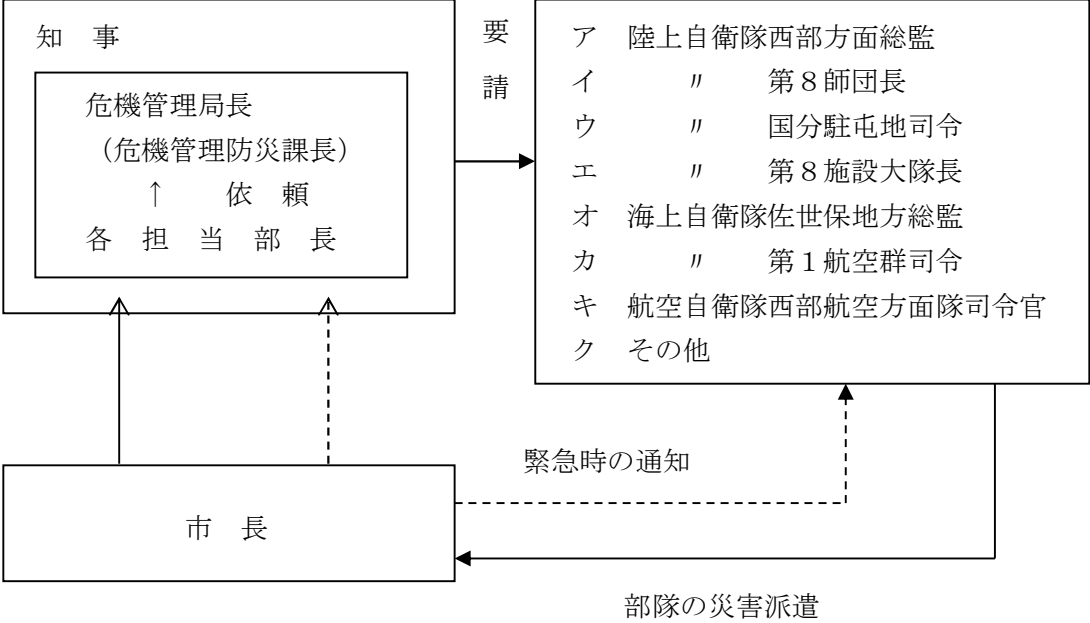
- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請した結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要求により行う。

(2) 自衛隊の派遣要請系統図



(注) ク その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方協力本部

(3) 要請文書の宛先

要請文書の宛先は次のとおりである。

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111 内線 2255 又は 2256	県外
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 3234 (夜 3302)	県外
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島 2丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235, 237	県内
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900 内線 230	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111 内線 3225	県外
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	県内
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2348 (夜 2203)	県外
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。(様式2)

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書の宛先

要求文書の宛先は、下表のとおりである。

災 害 派 遣 要 請 要 求 先			所 在 地	電話番号	備考
担 当 部 名		主 管 課			
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-286-2256	直通
〃	総 務 部	人事課		099-286-2045	直通
〃	保健福祉部	保健医療福祉課		099-286-2656	直通
〃	農 政 部	農政課		099-286-3085	直通
〃	土 木 部	監理課		099-286-3483	直通
〃	〃	河川課		099-286-3586	直通
〃	環境林務部	環境林務課		099-286-3327	直通
〃	商工労働水産部	商工政策課		099-286-2925	直通
〃	教育委員会	総務福利課		099-286-5190	直通
〃	出 納 局	会計課		099-286-3765	直通
〃	警 察 本 部	警備課		099-206-0110	代表

鹿児島県庁(代表) 099-286-2111

4 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。

5 市から県へ申請する自衛隊の派遣(撤収)の様式

市から県へ申請する自衛隊の派遣(撤収)の様式については次ページのとおりである。

様式2

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

市長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況および自衛隊の災害派遣が必要な事由

（1） 災害の状況

（2） 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

様式4

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

第2 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害の状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が破損し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防 病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急 輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付 又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除 去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償費については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

(災害対策基本法第63条第3項)

イ 他人の土地等の一時使用等(災害対策基本法第64条第8項)

ウ 現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項)

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。(災害対策基本法第65条第3項)

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。(災害対策基本法第76条の3第3項) この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受け入れ体制

- (1) 県及び市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。(地積、出入りの便を考慮)
- (2) 県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受け入れ側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市において、下表のとおりヘリコプターの離着陸場を定める。なお、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

南九州市場外離着陸場

NO	名 称	住 所	緯度 (N)	経度 (E)	所有者又は管理者 (担当者又は連絡先)	電話番号 (FAX 番号)
1	颯娃運動公園	颯娃町牧之内 2606	31° 14' 17"	130° 29' 17"	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)
2	知覧平和公園 多目的球場	知覧町郡 17919-1	31° 21' 43"	130° 26' 05"	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)
3	諏訪運動公園広場	川辺町平山 7354	31° 23' 41"	130° 23' 47"	南九州市長	0993-83-2511 (0993-83-4658)

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 従事命令等による労働力の確保

（1）命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者・消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 （除：災害救助法救助）	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令 保管命令	災害対策基本法第71条第2項	知事（委任を受けた場合市長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官，海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

（2）命令の対象者

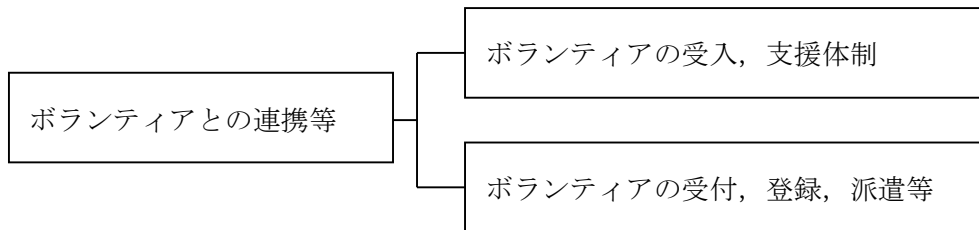
命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師，看護師，准看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上自衛官，自衛官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者

第7節 ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会〕

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入, 支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに市等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付, 登録, 派遣

ボランティア活動希望者の受入にあたっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付・登録を行い活動内容について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

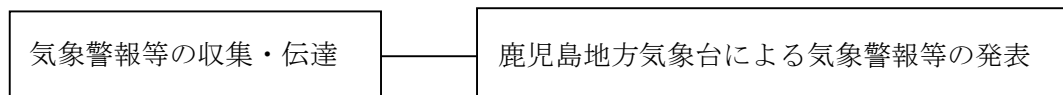
第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（避難行動要援護者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

1 気象警報等の発表機関

予・警報情報等の種類	発表機関	根拠法令
気象，地象（地震にあつては地震動に限る），高潮，波浪洪水に関する予報及び警報	鹿児島地方気象台長	気象業務法第13条～第15条 活動火山対策特別措置法第21条
地震及び津波に関する情報		気象業務法第11条
津波警報・注意報		気象業務法第13条～15条
火災予防に関する情報（火災気象通報）		消防法第22条第1項
水防警報の通知	鹿児島県知事	水防法第16条の3
火災に関する警報	南九州市長	消防法第22条第3項
水位の通報	南九州市長（水防管理者）	水防法第12条
堤防決壊の通報	〃	水防法第25条

2 警報・注意報発表基準

鹿児島地方気象台の警報・注意報の発表基準は次のとおりである。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表

南九州市	府県予報区	鹿児島県		
	一次細分区域	薩摩地方		
	市町村等をまとめた地域	指宿・川辺		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量 70 mm 平坦地以外：3時間雨量 160 mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	183
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量 70 mm 平坦地以外：3時間雨量 160 mm
			流域雨量指数基準	大谷川流域＝10.2, 永里川流域＝9, 麓川流域＝14.8
			複合基準	万之瀬川流域＝(12, 34.1) 永里川流域＝(12, 8.1) 麓川流域＝(12, 13.3)
			指定河川洪水予報による基準	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川〔大渡橋〕
	暴風	平均風速	陸上	20m/ s
			海上	20m/ s (注1)
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う
			海上	20m/ s (注1) 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10 cm
			山地	12時間降雪の深さ 15 cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.4m	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 40 mm 平坦地以外：3時間雨量 110 mm	
		土壌雨量指数基準	131	
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量 40 mm 平坦地以外：3時間雨量 110 mm
			流域雨量指数基準	大谷川流域＝8.2, 永里川流域＝7.2, 麓川流域＝11.8
			複合基準	万之瀬川流域＝(8, 30.1) 大谷川流域＝(8, 8.2) 永里川流域＝(12 5.8) 麓川流域＝(12, 9.4)
			指定河川洪水予報による基準	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川〔大渡橋〕
	強風	平均風速	陸上	12m/ s
			海上	12m/ s (注2)
	風雪	平均風速	陸上	12m/ s 雪を伴う
			海上	12m/ s (注2) 雪を伴う
	大雪	防雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3 cm

			山地	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：海岸地方で最低気温が－4℃以下 内陸部で最低気温－7℃以下		
	霜	11 月 30 日までの早霜 3 月 10 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温－2℃～2℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120 mm	

(注1) 鹿児島地方気象台の観測値は 25m/s を目安とする。

(注2) 鹿児島地方気象台の観測値は 15m/s を目安とする。

※：(ア) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝15」は、「〇〇川流域の流域雨量指数15以上を意味する。

(イ) 平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域を意味する。

(ウ) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しており、市町村内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照。

〈参考〉

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、警報・注意報の基準値と同じ検討と見直しが行われ必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めることを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

（3）土砂災害警戒情報

① 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

② 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

③ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

④ 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせ作成する。

⑤ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、2時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線（以下、「CL」という）を超過した場合（危険度レベル2）は、鹿児島地方気象台（以下、「気象台」という）と鹿児島県土木部（以下、「鹿児島県」という）で共同発表する。（危険度レベル3、4においても発表する。）

なお、地震や火山噴火等での現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、気象台と鹿児島県は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、土砂災害警戒情報の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるときとする。ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑥ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（１，２，３，４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）等も合わせて判断すること。

ウ 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。

そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況等を総合的に判断することが重要である。

（４）水防団待機水位及びはん濫注意水位等

河川の水防団待機水位及びはん濫注意水位等は、次頁のとおりである。

鹿児島県河川観測システムにおける南九州市内の水位観測箇所

	河川名	局名	所在地	警報値			
				水防団 待機水位 [m]	はん濫 注意水位 [m]	避難 判断水位 [m]	はん濫 危険水位 [m]
1	万之瀬川	大渡橋	川辺地域	3.10	4.40	4.90	5.40
2	万之瀬川	両添橋	川辺地域	-	-	-	-

3 特別警報の発表基準

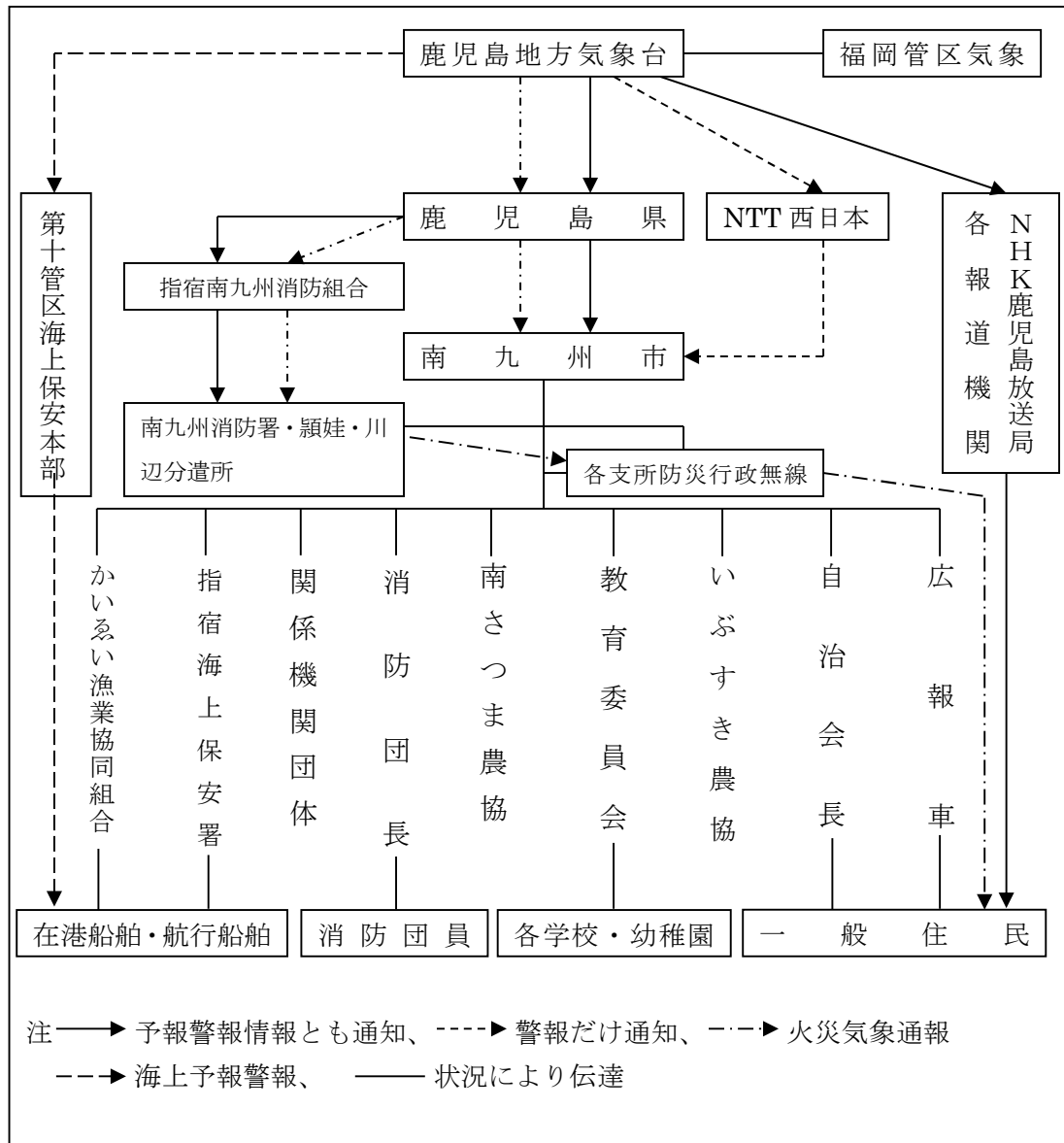
気象等に関する特別警報の発表基準は次のとおりである。

現象の 種 類	発 表 基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

4 気象予警報等の伝達系統

南九州市における伝達系統



5 警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は，勤務時間内は防災安全課，勤務時間外は警備員が受領する。防災安全課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は次のとおりとする。

正：防災安全課長 副：防災安全係長

- (2) 警備員が警報を受領した場合は，直ちに防災安全課長に伝達するものとする。警報等を受理した防災安全課長は，次の伝達担当員に伝達するとともに市長及び副市長に報告するものとする。 正：防災安全係長

- (3) (1) (2) により警報等を受領した伝達担当員は，直ちに各課等（勤務時間外は関係課長）に庁内放送，電話，電子連絡により周知させるとともに関係機関，住民等に

対して次により伝達，周知を図る。

ア 住民及び関係機関等に対する伝達

市防災行政無線により警報等の内容を放送し，さらに関係機関に対しては必要に応じて電話により連絡する。関係機関の電話番号及び受領責任者は次のとおり。

頤娃支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
いぶすき農業協同組合	36-1131	えい総合支所長	
かいゑい漁業組合	32-2056	組合長	
南九州勝縁こども園	36-0102	園長	
頤娃保育園	36-0139	〃	
栗ヶ窪保育所	36-0276	所長	
御領保育園	36-3900	園長	
光栄保育園	36-0006	〃	
ちどり保育園	38-0189	〃	
大川こども園	38-0131	〃	
青戸保育所	39-0236	所長	
県立頤娃高等学校	36-1141	学校長	

知覧支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
南さつま農業協同組合	58-7126	管理課長	
知覧地区漁業振興会	86-2076	会長	
ちらん二葉こども園	83-2228	園長	
ちらん中央こども園	84-0628	〃	
明光保育園	85-3292	〃	
大徳寺保育園	86-2027	〃	
ちらん平和こども園	83-4735	〃	
県立薩南工業高等学校	83-2214	学校長	

川辺支所

関係機関団体名	電話番号	受領責任者	備考
南さつま農業協同組合	58-7126	管理課長	
南九州市商工会	56-0247	会長	
川辺幼稚園	56-0450	園長	
緑が丘保育園	56-1505	〃	
こばとこども園	56-4278	〃	
星の子保育園	56-1316	〃	
おののもりこども園	56-1935	〃	
かつめこども園	57-2525	〃	
県立川辺高等学校	56-1151	学校長	

イ 教育委員会の学校に対する伝達

警報等を受領した教育委員会は、市防災行政無線により気象警報等の内容を周知しさらに電話連絡をするものとする。

顥娃支所

名 称	電話番号	受領責任者	備 考
顥 娃 中 学 校	3 6 - 0 0 2 1	学校長	
顥 娃 小 学 校	3 6 - 0 0 1 2	〃	幼稚園を含む
宮 脇 小 学 校	3 6 - 0 0 2 5	〃	
栗 ケ 窪 小 学 校	3 6 - 0 0 3 0	〃	
九 玉 小 学 校	3 6 - 0 0 1 5	〃	
別 府 小 学 校	3 8 - 0 0 2 9	〃	
青 戸 小 学 校	3 9 - 0 0 0 1	〃	

知覧支所

名 称	電話番号	受領責任者	備 考
知 覧 中 学 校	8 3 - 2 2 1 1	学校長	
知 覧 小 学 校	8 3 - 2 4 2 0	〃	幼稚園を含む
中 福 良 小 学 校	8 4 - 0 2 2 5	〃	
霜 出 小 学 校	8 4 - 0 6 2 2	〃	
松 山 小 学 校	8 5 - 3 0 0 1	〃	

川辺支所

名 称	電話番号	受領責任者	備 考
川 辺 中 学 校	5 6 - 1 2 4 0	学校長	
高 田 小 学 校	5 6 - 0 1 8 4	〃	
清 水 小 学 校	5 6 - 1 3 0 4	〃	
勝 目 小 学 校	5 7 - 2 0 0 5	〃	
大 丸 小 学 校	5 7 - 2 5 1 7	〃	
川 辺 小 学 校	5 6 - 1 2 4 3	〃	

6 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達方法

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、市町村長に通知しなければならない。

イ 担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担 当 区 域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名 瀬 測 候 所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

ウ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火 災 気 象 通 報 の 基 準
鹿児島地方気象台	実効湿度 65%以下で、最小湿度が 40%を下り、かつ最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき市が発表するものとし、具体的発表基準は次のとおりとする。

(ア) 実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速 12m/s 以上の風が吹く見込みがあり、火災の危険が予想されるとき

ウ 周知方法

県の火災気象通報発表を受け消防組合が、市防災行政無線により火災予防広報を住民へ周知する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

本計画は、市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速化を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

1 災害情報の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

（1）収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的、住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

（2）災害情報等の収集

ア 市（消防組合含む）による情報収集

市職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報のほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告（災害状況速報）による。一般の市職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告（災害状況速報）する。

イ 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、概ね各支所別表の地区ごとに各関係課と協力し、調査班を編成し被害状況調査を実施する。

被害状況の調査分担表

被 害 区 分	担 当 課	協 力 団 体 等
人，住家等の被害	総務課 防災新財企ま商知市福税こ長福頼知川会議監選挙社保学文 庁舎建設政画くり推進 ちづく観光平和会 工特攻生健務未来護務支支支 覧民祉務も介事 ど寿祉娃覽辺計事員會事務育育センタ財 会査委管理委會教体給食化	課課課課課課館課課課課所所所局局局課一課 自消治防会団
福祉関係被害	福祉健康課	施設の管理者
病院関係被害	福祉健康課	施設の管理者
農業関係被害被害被害被害	農業振興課 耕地林務課課課局 茶業委員會事務 農業者委員會事務	土地改良区組合 土農業協同組 森林組合
商工業関係被害被害	商工観光課	商漁業協同組合
土木関係被害	建都市設政策課課	自治会
教育施設関係被害	教育学校總教務課課	各校
水道関係被害	水道課	自治会

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化
ア 市における報告情報の収集

市本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

市は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模の把握のための報告は次のとおり実施する。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

①勤務時間外（防災安全課長の登庁直後）

②勤務時間内（災害発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等収集報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

(エ) 市（消防組合）は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

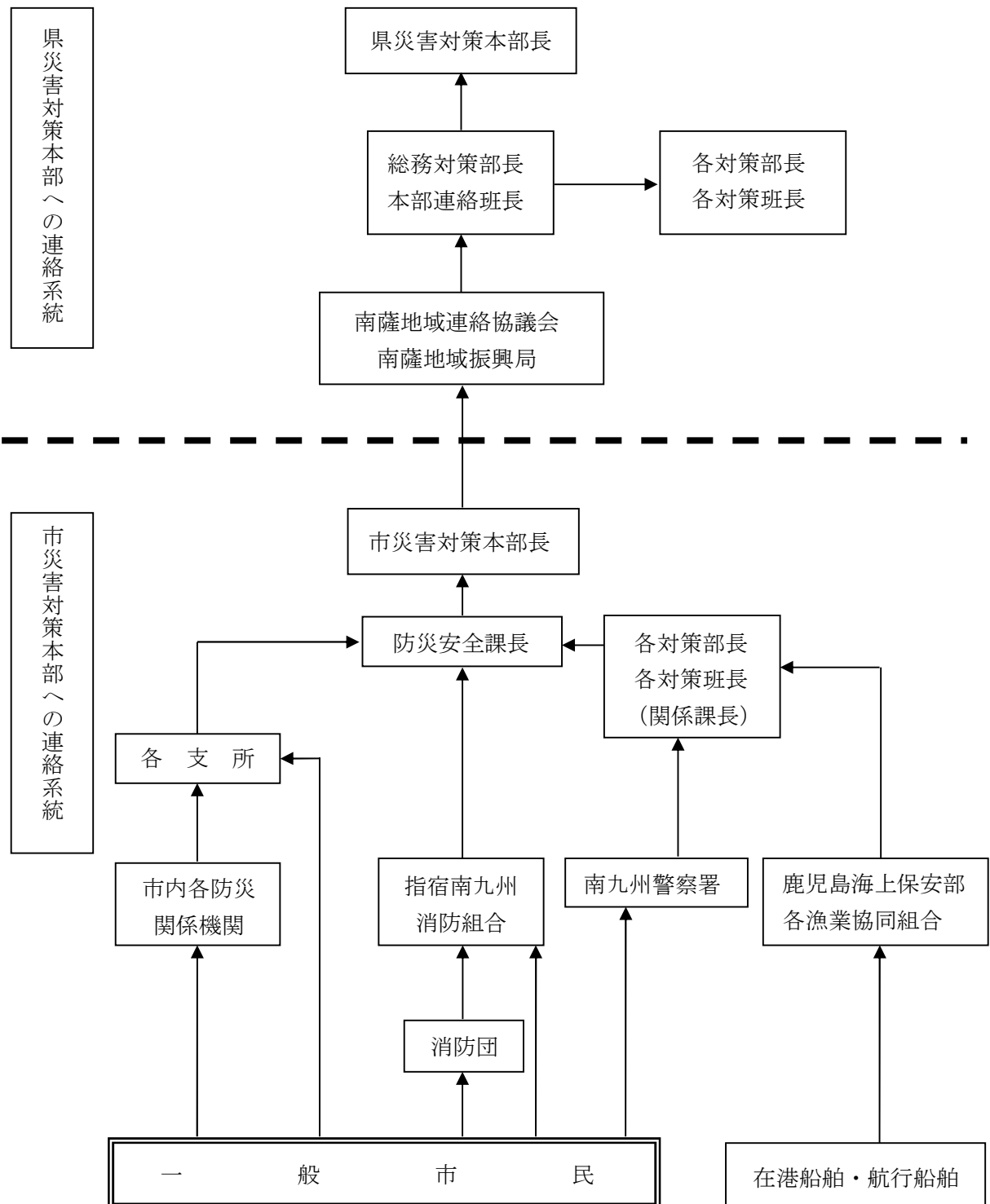
(1) 災害情報等の報告系統

ア 市は、市内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を次表のとおり行うものとする。

区分 回線別		平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

災害情報等収集報告系統図



- (注) 1 市災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、市の関係課長に直接通報、報告するものとする。
- 2 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報、報告することができる。
- 3 市内の各防災関係機関は、市災害対策本部に対し、被害状況の報告を協力するとともに市災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- (イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を覚知した時、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第 1 報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に報告（通報）するもの

(ウ) 災害中間年報

12 月 20 日までに報告（通報）するもの

(エ) 災害年報

4 月 30 日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防組合，建設課，防災安全課
火災発生に関するもの	消防組合
気象，水象，海難等に関するもの	消防組合，防災安全課，警察署，海上保安部

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

(ウ) 市長の通報

(ア)，(イ) 及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

- ① 気象，地震，水象に関するものは、関係気象官署
- ② その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- ③ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

(エ) 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

① 通報すべき事項

a 気象関係

b 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

② 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

③ 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

(ア) 市長は、管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、系統図に基づき南薩地域振興局の各対策班又は県災害対策本部の各対策部に通報報告するものとする。

(イ) 市長は、災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(ウ) 防災関係機関（消防組合等）は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

災害報告に際しては、「南九州市被害調査報告書」（様式1）により行い、県への報告は、防災安全係が取りまとめ「災害状況速報」（別記様式）により行うものとする。

(5) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次頁のとおりとする。

区分	被害の判定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

南九州市被害調査報告書

(災害調査職員⇒防災安全係) ※被害があった場合、なるべく住宅地図の写しを添付してください。

災害名							
報告日時	平成	年	月	日	時	分	現在
自治会名	自治会		報告者名	・			

人的被害

区 分	人 数	罹 災 者 名
死 者	人	
行方不明者	人	
負 傷	重傷者	人
	軽傷者	人

住家被害（店舗付き住宅含む）

区 分	棟 数	世帯数	被害額	罹 災 者 名
全 壊	棟	世帯	千円	
半 壊	棟	世帯	千円	
一部損壊	棟	世帯	千円	
床上浸水	棟	世帯	千円	
床下浸水	棟	世帯	千円	
合 計	棟	世帯	千円	

非住家被害（公共：公民館，神社等，その他：倉庫，車庫等）

区 分	棟 数	被害額	罹災者（世帯主）氏名
公 共 建 物	全 壊	棟	千円
	半 壊	棟	千円
	一部損壊	棟	千円
そ の 他	全 壊	棟	千円
	半 壊	棟	千円
	一部損壊	棟	千円
合計	棟	千円	

その他

区 分	箇所数	備考（路線名，箇所名，交通規制等の状況）
崖崩れ	道 路	
	その他	
ブロック塀		
電線破損等		
電話線破損等		
そ の 他		

その他特記事項

※ 上記以外に関する災害報告は，各担当課へお願いします。

※ 私用車を使用した場合，その旨報告をして下さい。

[illegible]

第3節 広報〔実施責任者：総務課・防災安全課〕

風水害等の災害の発生に際し、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 市による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

市の防災担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、防災安全課長と協議し必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- イ 地区別の指定避難所
- ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、緊急速報（エリアメール等）から情報を入手するように。・・・等

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板等を活用するよう広報する。

2 広報手段

市による広報は、市が保有する防災行政無線、インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディア）、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員、消防団、自主防災組織、自治会長等による口頭等の各伝達手段による。

また、「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第2「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

第2 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する災害情報の提供

「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市は、県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、市は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 報道機関に対する発表

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

（1）報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として知覧庁舎委員会室とする。

イ 発表担当者は、原則として市長とする。

ウ 事前に報道発表時間等の広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

（2）報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の指示

② 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

③ 災害時における混乱を防止するための指示

④ その他必要な情報

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

- オ 家屋倒壊件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地以外の住民へのお願い〔要請〕
 - （例1）被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - （例2）安否情報については，NTT等の災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - （例3）個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - （例4）まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう），物資の種類，量，サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。・・・等
- コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- サ 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等〔発表〕
- ス 電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表〕
- セ 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に市の災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には，ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通し等）も多いと予想される。このため，市は，住民等からの通報内容で，必要があると認めたときは，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

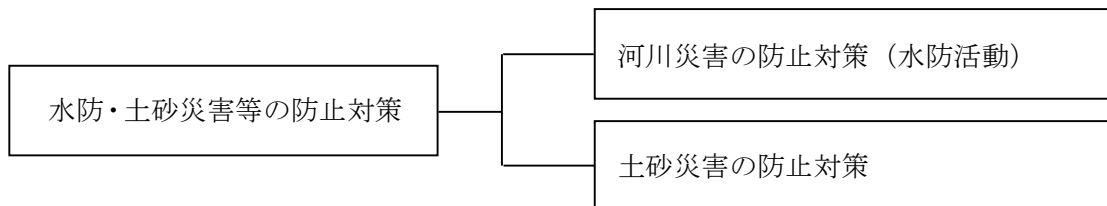
2 関係機関との調整

- （1）災害対策本部が広報を実施したとき
市の災害対策本部は広報を実施したときは，直ちに関係機関に通知する。
- （2）関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは，直ちに市の災害対策本部へ報告する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「南九州市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「南九州市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「南九州市水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報する等、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

市は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入る等、被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配する等、早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、土砂災害警戒区域等、山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められる等の実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

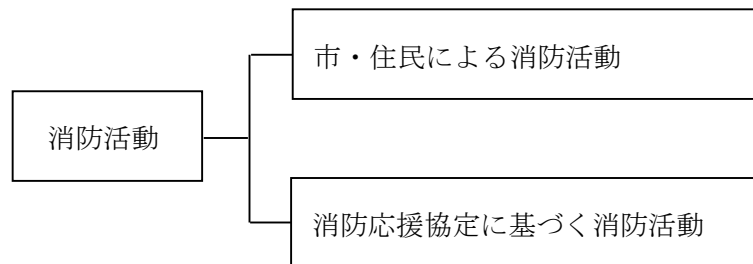
(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

第5節 消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

火災が発生した場合、市（消防団）・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。



第1 市・住民による消防活動

1 市の消火活動

消防機関は、市が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

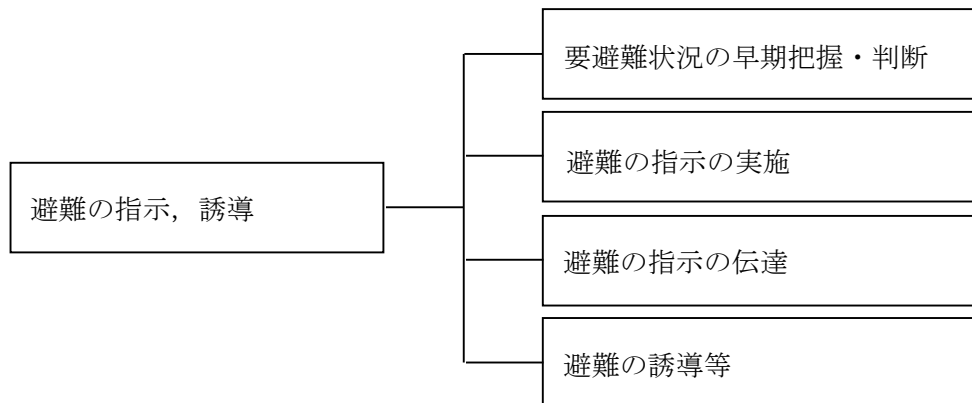
第2 消防応援協定に基づく消防活動

大規模な火災等が発生し、所管する市の消防力で災害の防御が困難な場合は、「南薩地域における消防及び救急業務相互応援協定」等により消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第6節 避難の指示，誘導〔実施責任者：防災安全課，関係機関〕

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。



第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市は，避難措置実施の第1次責任者として常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（1）河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市・消防組合その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

（2）斜面災害防止のための避難対策

土壌等の性質から，急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防組合その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて，避難の必要性を判断し，混乱防止措置と合わせて，必要な対策を講ずるものとする。

3 自主避難

災害時に、自ら危険だと判断した場合等においては、近隣住民等声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
がけ崩れ	(1) がけにひび割れができる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。
土 石 流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

第2 避難の指示の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「避難指示等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 高齢者等避難

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難等、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。

また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難指示

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難等、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

特に、土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害発生の危険度が高まっている地域からの住民の早期避難を開始する。

(3) 緊急安全確保

山・崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生する等、著しく危険が切迫していると認めるときには、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また、避難指示等の発令後で避難中の住民には、確実な避難行動を直ちに完了させる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル5	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

大雨・洪水・高潮 注意報	警戒レベル2	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク，指定緊急避難場所や避難経路，避難のタイミング等を再確認するとともに，避難情報の把握を再確認・注意する等，避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル1	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等，災害への心構えを高める。

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合，必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は，状況の許す限り，次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは，当該現場にある警察官・海上保安官等のほか，指定緊急避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通知する。
- イ 避難行動要支援者施設等への通報にも配慮する。
- ウ 避難の措置を実施したときは，速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときは，その旨を公示する。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

3 学校・教育施設等における避難措置

市教育委員会及び市は，児童・生徒の避難措置については，秩序が乱れて混乱することのないよう，管理者が検討考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒の保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市の地域防災計画等に定める指定緊急避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は、状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 指定緊急避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画に掲載された、災害種別、程度に応じた各学校ごとの指定緊急避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園等の管理者は、災害に備え、あらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や入所者の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者等は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常用通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

5 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難の指示の伝達

1 市長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画に基づく伝達

市長は、市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示等は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 防災行政無線を利用した伝達

イ 関係者等による直接口頭又は拡声器による伝達

ウ サイレン、鐘による伝達

エ 広報車又は消防車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報（エリアメール等）

カ テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、市公式LINE等のソーシャルメディア）、自治会無線放送、電話等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達にあたっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレン吹鳴、緊急放送モードの使用等により、住民に迅速・確実に伝達する。

2 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、当該市の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、駅等、不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 指定緊急避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内住居者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 指定緊急避難場所の開設にあたっては、市長は、指定緊急避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
 - (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置する等、危険防止に努める。
 - (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。
- (2) 自主避難の実施
- 災害時に、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織等の協力を得る等して地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送する等の措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、予め整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び指定緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各自治会の担当教師の誘導を必要とする場合は、自治会ごとに安全な場所まで誘導する。

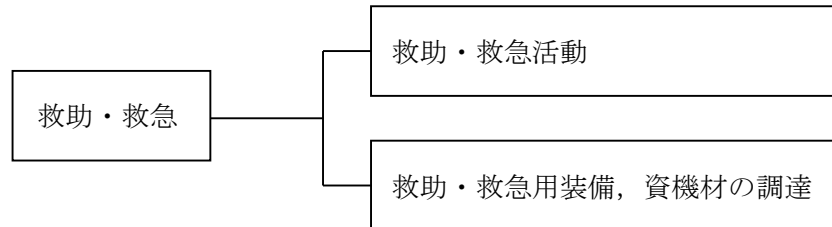
(イ) 自治会ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

オ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第7節 救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

風水害等では、土砂崩れ、洪水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。



第1 救助，救急活動

1 市・消防組合による救助・救急活動

関係機関名	項 目	活 動 内 容
市・消防組合	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象が発生している場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先し、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプター等により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断して、安全かつ活動の容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。 (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

2 住民及び自主防災組織による救助，救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助，救急活動を行うとともに，救助，救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備，資機材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備，資機材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について，あらかじめ定められた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で，所轄消防本部，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

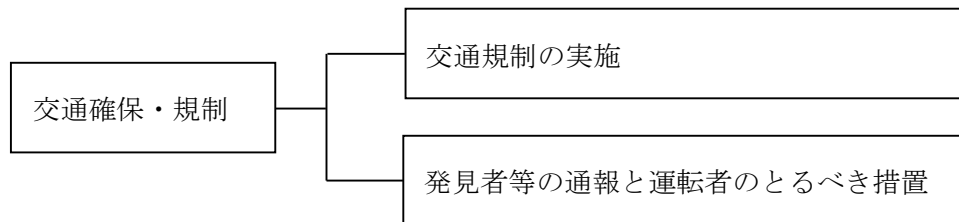
2 救急車・救助工作車の配備状況

消防組合 救急車 8 台 救助工作車 2 台（平成 29 年 4 月 1 日現在）

第8節 交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実 施 者	実 施 の 方 法
警 察 機 関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部(海上保安部署を含む)と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の規制、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に緊密な連絡を取り、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式1)

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式2)

5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県道路維持課、県道路情報センター機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通規制を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域内又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

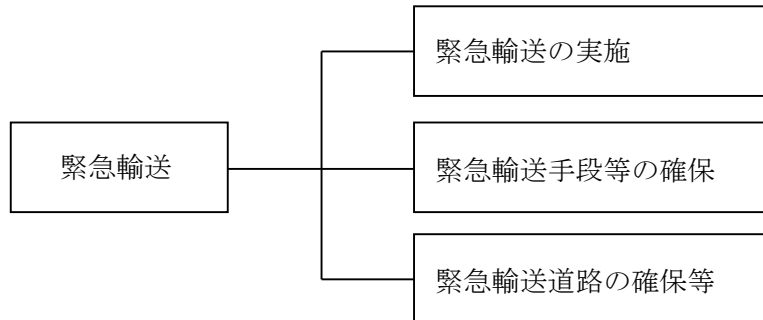
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第9節 緊急輸送〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送にあたっての配慮事項
被 災 者 の 輸 送	市 長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援要請を行う。	協力先 県トラック協会 (TEL 099-261-1167)
鉄 道	道路の被害等によって自動車による人員の輸送が不可能なときは、九州旅客鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社総務企画課、営業、運輸 (TEL 099-256-0165) (TEL 099-253-4512) (TEL 099-256-1868)
船舶等	(1) 確保順位 ア 公共的団体の船舶 イ 営業用の船舶 ウ その他の自家用船舶 ※市内での船舶確保が困難な場合は、隣接市、県又は九州運輸局鹿児島海運支局に確保の協力又はあつせんの要請を行う。 (2) 海上保安本部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し危機管理局危機管理防災課(TEL099-286-2256)に巡視船艇による輸送を要請する。	九州運輸局鹿児島運輸支局 (TEL 099-222-5660) 第十管区海上保安本部 (TEL 099-250-9801)
航空機	市長は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、危機管理局危機管理防災課に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。	危機管理局危機管理防災課 (TEL 099-286-2256)

2 市有輸送力による輸送

(1) 市有車両の確保

災害対策上、各対策部が必要とする車両の確保は次の方法により行うものとする。

ア 車両の掌握管理は、総務課が行うものとする。

イ 各対策部は、車両を必要とするときは、総務課に配車を要請する。

ウ 総務課は、各対策部から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、対策の内容、緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し要請した対策部へ配車する。

(2) 輸送要員

輸送要員については、原則として要請した対策部で確保する。ただし、不足する場合は、総務対策部と協議して各対策部の応援を求めるものとする。

(3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が総務対策部長に対し、次の事項を明示して、速やかに行うものとする。

ア 輸送日時

イ 輸送区間

ウ 輸送の目的

エ 輸送対象の人員又は物資の品名、数量（重量を含む）

オ その他必要な事項

3 費用の基準及び支払い

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金になる。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

第3 緊急輸送道路の確保等

1 確保路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送路線等の状況について、各道路管理者の情報収集に協力する。

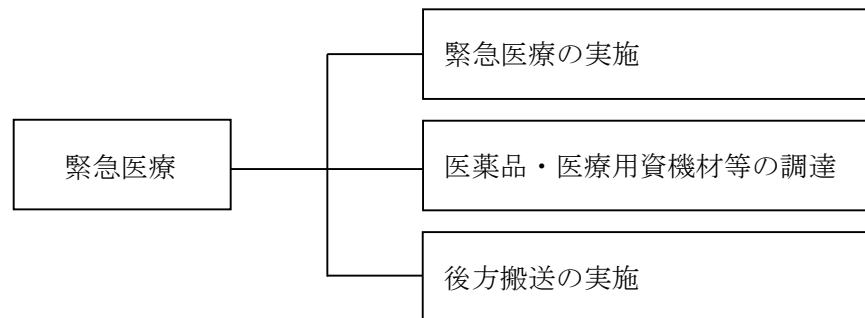
2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

第10節 緊急医療〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

1 DMAT（ディーマット）

（1）DMAT の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

（2）市長又は消防機関の長による DMAT の出動要請の特例

市長又は消防機関の長は、DMAT の派遣要請基準に照らし、DMAT の派遣が必要と判断するときは、DMAT 指定病院に DMAT の出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

（3）DMAT の編成と所在地

ア DMAT の編成

DMAT は、原則として医師1人、看護師2人及び業務調整員1人を含む4人を基本として構成する。

イ DMAT の所在地

DMAT の所在地は、次のとおりとする。（令和4年3月31日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於郡医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	1
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町 8番 1号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830	0994-43-3434	1

2 救護班

(1) 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う。

(2) 医療、助産の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い、助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降7日以内の分娩者であって災害のため助産の途を失った者とする。

(3) 医療、助産の範囲

ア 医療

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術、その他治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 助産

(ア) 分娩の扶助

(イ) 分べん前、分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

(4) 医療、助産の実施

医療、助産は原則として次表の救護班により行うものとするが、緊急やむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。

(5) 救護班の編成

ア 市長は、被災者の実情に応じて医師会の協力を得て救護班を編成するものとする。

施設名	所在地	電話番号	救護班数
県立薩南病院	南さつま市	53-5300	1
枕崎市立病院	枕崎市	72-0303	1
枕崎市医師会	枕崎市	72-5059	1
南薩医師会	南さつま市	53-6062	1
南薩歯科医師会	南九州市	36-3939	1
枕崎歯科医師会	南九州市	86-3010	1
国立病院機構指宿病院	指宿市	0993-22-2231	1
指宿市医師会	指宿市	0993-34-2820	2
指宿市歯科医師会	指宿市	0993-25-4000	2

イ 市の救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関、委託助産機関の協力を求めて実施する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 市による医薬品・医療用資機材等の調達

市は、医療、助産の活動に必要な医薬品・医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等の確保について市内の薬局、薬店等と協力し調達を図るものとする。

2 県備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は、医薬品・医療用資機材等の調達が困難な場合、県の備蓄医薬品・医療用資機材等の要請を行うものとする。

第3 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

(1) 収容施設の被災状況の有無、程度

(2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、市が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については、関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等の適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

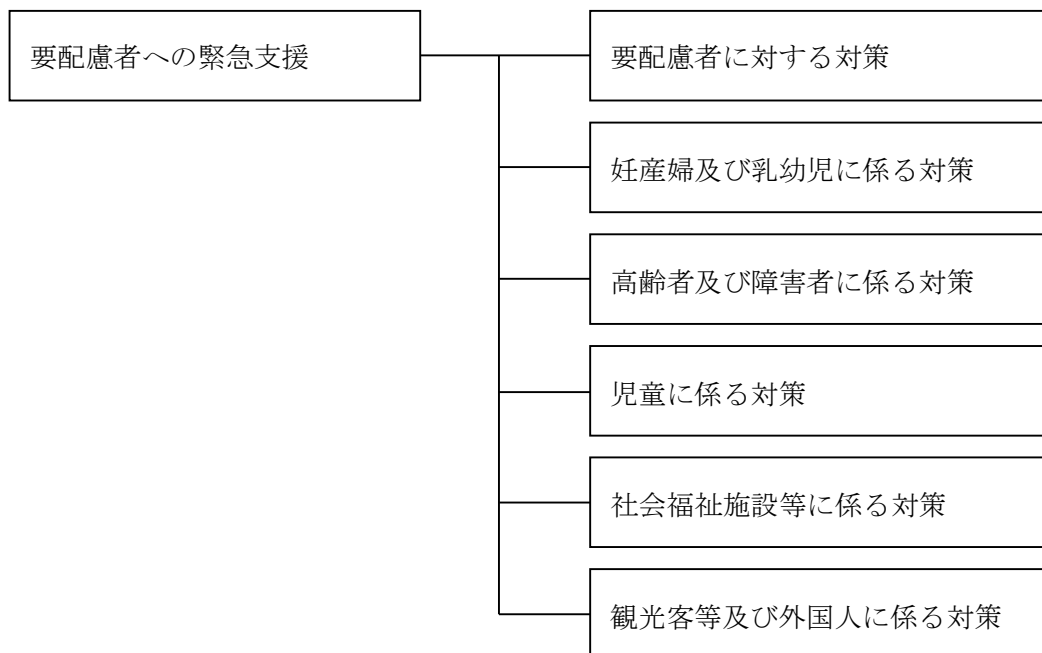
保健所は人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第11節 要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、「南九州市避難行動配慮者避難支援プラン」に基づき、要配慮者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

市が実施する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめぐりに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

市が実施する対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、指定避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

市が実施する対策

市は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話含む）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 指定避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 指定避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の精神的不調に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第4 児童に係る対策

市が実施する対策

(1) 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災地による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所の責任者等を通じ、指定避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、市に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市（消防機関含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

市は、ライフライン等の復旧状況、指定避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページやSNS等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。

第7 帰宅困難者に係る対策

1 県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

2 一時滞在施設等の確保等

県・市は、互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受け入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

(1)一時滞在施設

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。
- ・ 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開放

- ・ 市は、一時滞在施設の提供に関する協定に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開放を要請する。
- ・ 県及び市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

- ・ 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

(2)帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- ・ 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

- ・ 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合には、県へ設置許可を依頼する。
- ・ 県は、市町村の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ 情報提供

- ・ 県及び市は、自らが開設を要請した帰宅支援ステーションの開設状況等を互いに

に情報提供する。

- ・ 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

3 公共交通機関に関する情報提供

- ・ 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市へ伝達する。
- ・ 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

4 避難所の案内

- ・ 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を超える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

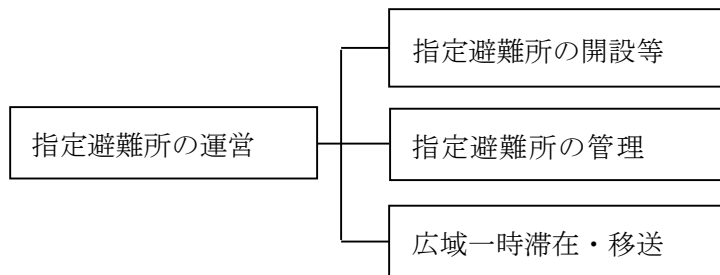
第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 指定避難所の運営〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



第1 指定避難所の開設等

1 指定避難所の開設

指定避難所開設の対応は、次のとおりである。

- (1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防組合等関係機関に連絡する。
- (3) 指定避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。
- (5) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (6) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、指定避難所の開設と同様とする。

- (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。

- (8) 野外受入れの施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設対応は、次のとおりである。

- (1) 自宅や指定避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ介護等、必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び関係機関へ連絡する。

第2 指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営対応は次のとおりである。

- (1) 市の指定避難所の受入れについては、可能な限り自治会又は地区公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの指定避難所に収容されている避難者の情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員・介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (2) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (9) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (11) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (12) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (13) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第3 広域一時滞在・移送

広域一時滞在・移送

広域一時滞在・移送の対応は、次のとおりである。

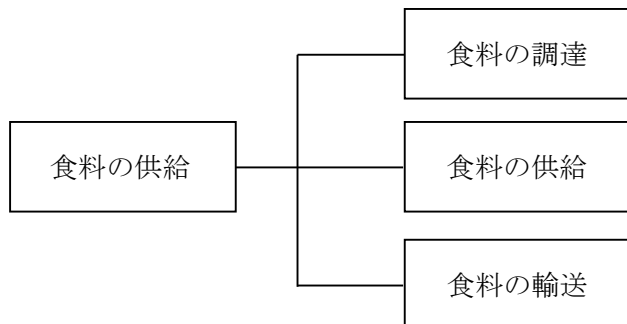
- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市長は、広域一時滞在を要請した場合、所属職員の中から移送先における指定避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の指定避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

第2節 食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農業振興課・防災安全課〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における、被災者及び災害応急対策要員等に対する食料の調達供給は、市長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）

2 乾パンの調達

市は、災害時における乾パンの備蓄に努めるものとする。なお、災害時における乾パンの調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

- （1）市長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。
 - ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
 - イ 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
 - ウ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合
- （2）災害救助法が適用されて、災害の状況により前期（1）の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、知事と農政事務所で協議のうえ、市長は政府保管米を直接購入する。

第2 食料の供給

1 市による食料の供給

市による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、指定避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時は必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2 給食基準

1人あたりの配給量

品 目	基 準
米穀	被災者 1食あたり精米 200グラム以内
	応急供給受給者 1人1日あたり精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食あたり精米 300グラム以内
乾パン	1食あたり 1包（100グラム入り）
食パン	1食あたり 185グラム以内
調製粉乳	乳児1日あたり 200グラム以内

- ・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。
- ・市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第3 食料の輸送

1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取りを指示することができる。

- (2) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は、市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 食料集積地の指定及び管理

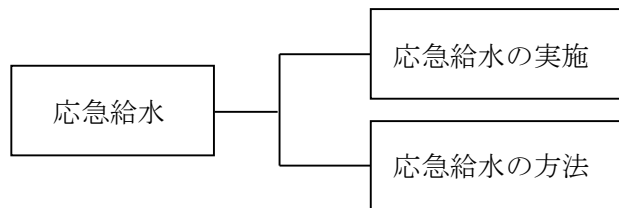
- (1) 市は、あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
(2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。
(3) 集積地の場所は次表のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
顥娃保健センター	顥娃町牧之内 2830 番地	58-7221	83-3550
知覧保健センター	知覧町郡 17530 番地		
川辺保健センター	川辺町平山 6978 番地		

第3節 応急給水〔実施責任者：水道課〕

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

- (1) 市は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ア 被災者や指定避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 断水区域及び断水人口の状況
 - エ 原水、浄水等の水質の状況
- (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、別に応急給水班を編成する等して、迅速・的確な対応を図る。
- (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における応急給水の目標量は、被災直後は生命維持のため、1人1日3ℓ以上とする。ただし、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- (7) 激甚災害等のため、市だけで応急給水が実施困難の場合は、近隣市町や県及び関係機関へ応援を要請する。

第2 応急給水の方法

1 補給用水源の把握

市内の湧水等から供給する場合の方法は次のとおりとする。

- (1) 湧水等を利用する場合は、ろ水機等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。

(2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

2 応急給水の方法

給 水 方 法	内 容
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は，原則として市が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，応援要請により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

3 給水の費用及び期間

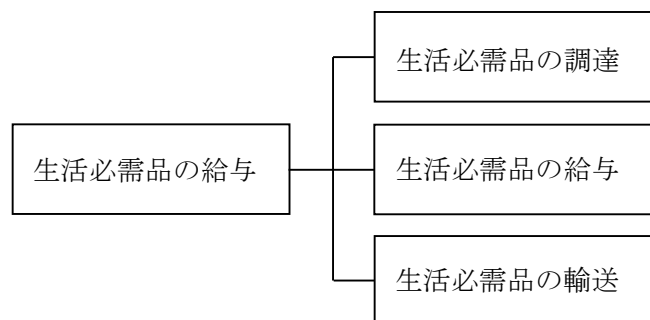
災害の程度によりその都度決定する。

第4節 生活必需品の給与〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会・防災安全課〕

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

(1) 市の備蓄品 (令和7年3月31日現在)

品名	毛布	圧縮 タオル	下着セット (男性用)	下着セット (女性用)	マスク	ティッシュ	紙 オムツ	手指 消毒剤
数量	372 枚	145 個	120 着	120 着	59,000 枚	180 個	10,188 枚	30 本

(別記) 災害用トイレ、カセットガス炊飯器、フィルムタンク、救急セット等

※ 備蓄品は、3支所にできる限り均等に配置することとする。

(2) 県の備蓄品 (令和6年5月31日現在)

備 蓄 場 所	災害救助法による物資 備蓄内容			
	品 名	毛 布	タオル	大人用紙オムツ
始良市平松 6252 鹿児島県防災研修センター (電話 0995-64-5251)	数 量	1,539 枚	13,653 枚	1,490 枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄品 (令和5年3月31日現在)

備蓄場所	備 蓄 内 容			
	毛 布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677 枚	542 個	2,236 枚	2,171 枚
常備地区	1,884 枚	900 個	1,185 枚	1,077 枚
計	3,561 枚	1,442 個	3,421 枚	3,248 枚

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、スーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品等を調達する。

主な調達品目は、次のとおりとする。

大 品 目	小 品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ）。〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 市及び関係機関等による生活必需品の給与

(1) 市は、次の情報を収集し被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市及び関係機関へ応援要請する。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算 する額
全焼・全壊 流失	13,800 円	17,800 円	26,200 円	31,400 円	39,800 円	5,900 円
半焼・半壊 床上浸水	4,500 円	6,100 円	9,200 円	11,100 円	14,000 円	2,000 円

第3 生活必需品の輸送

1 市による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。
- (2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達等については、第2部第2章第9節「緊急輸送」参照)

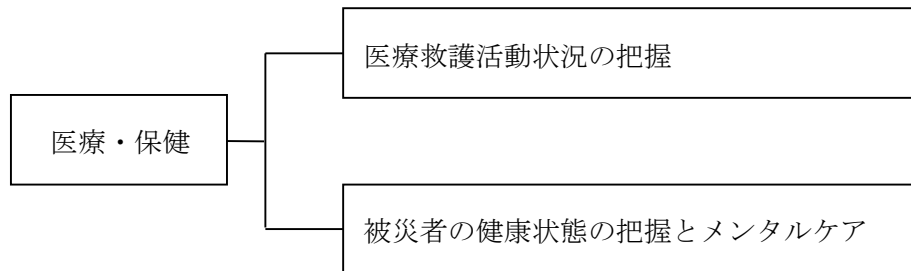
4 集積地の指定及び管理

- (1) 市はあらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
 - (2) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配備し、物資管理の万全を期するものとする。
- (集積地については、本章第2節第3. 4「食料集積地の指定及び管理」を参照)

第5節 医療・保健〔実施責任者：福祉健康課〕

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状態の把握やメンタルケア等を行うが、「災害時保健活動マニュアル」等を活用し、迅速かつ適切な対応に努める。



第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 指定避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の報告

市は、以下の情報を集約の上、県（保健福祉部）へ報告するものとする。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

市は、被災地、特に指定避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて指定避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。

- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活等のストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者については、関係機関と連携をとり、被災を免れた地域の精神科病院に転院させる等の措置をとる。

イ 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。

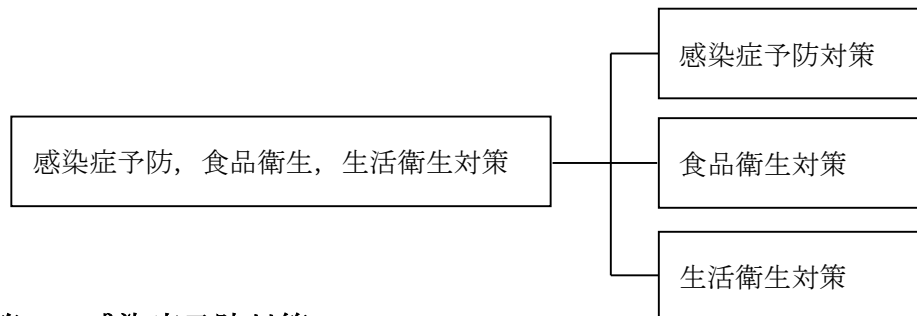
ウ 措置患者の緊急の受入れ等については、県（保健福祉部）と連携を取り協力を得る。

エ 精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・福祉健康課〕

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防，食品衛生，生活衛生対策に関し、適切な処置を行う。



第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実 施 内 容
知 事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な措置を行う。
市 長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の市の組織体制

災害感染症予防のための市における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

- （1）市は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。
- （2）感染症予防班は、市民生活課とし、同課は衛生自治団体連合会の協力を求め編成する。なお、作業員が不足する場合は、臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 市における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
（1）消 毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
（2）ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 指定避難所の感染症予防指導等	指定避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期する。 なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第2 食品衛生対策

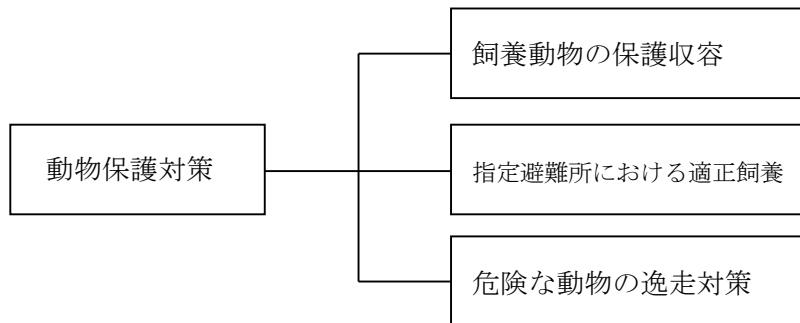
市は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

第3 生活衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第7節 動物保護対策〔実施責任者：市民生活課，農業振興課〕

被災した飼養動物の保護収容，指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 指定避難所における適正飼養

指定避難所において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行う等，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

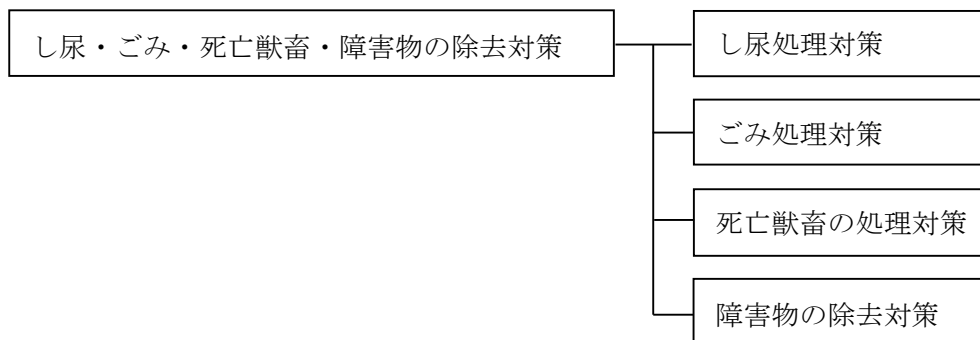
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課〕

災害時には、建物の浸水、焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

1 し尿処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用した、し尿処理が困難となることが想定されるため、以下にし尿処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1) の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 指定避難所等のし尿処理

(1) 指定避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。

便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の設置にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

市は、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣市からの応援を得る等して収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者等の協力を得て、ごみの収集に努める。

(2) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、市で処理できない場合は、仮置場にて保管し、近隣市のごみ処理施設等で適正に処理する。

(3) 市長は、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を記した、水害等に係る災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、近隣市と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

市の能力のみでは、実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた市町村からの応援を得る等して収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティア等について、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行う等、協力体制を整えておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

1 処理方法（加世田保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、加世田保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においてはかねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類や数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具等

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

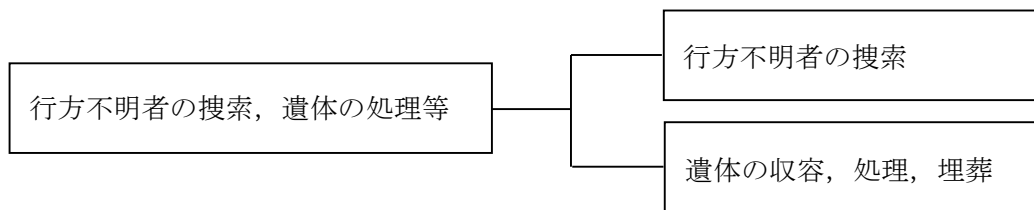
4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索隊の編成

市においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、市搜索隊を編成する。搜索隊は、消防機関及び自主防災組織の活用を図る。

2 搜索の実施方法等

（1）搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索の範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物等の正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物等の移動変更等の状況を検討する。 ウ リ災時刻等から搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

（2）広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

（3）装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は、行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区 分	負 傷 者 等	遺 体
海上保安部署	市に引渡す	刑事訴訟法、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、遺族等の引取人又は市に引渡す。
県警察署	医療機関に収容する	刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより処理し、処理後は遺族等の引取人又は市に引渡す。
市	医療機関に収容する	犯罪に関係すると思われる場合は、県警察署に通報し、明らかに災害による死亡と認められるものは、遺体収容所に収容する。

捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 遺体の収容

市長は、海上保安官及び警察官から遺体の引渡しを受けたとき、又は市捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された市の体育館、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

(2) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のための検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第2部第2章第10節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別，身元究明等に長日時を要するとき，又は遺体が多くで埋葬に長日時を要する場合等は，死体を遺体収容所に一時保存する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても，災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについては，市が埋葬を行う。

イ 埋葬は，混乱期であるので応急的仮葬とし，その土地の事情及びそのときの状況により，火葬又は土葬等の方法により行うものとするが，身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については，埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし，各種広報照会，その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し，又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出したときは，次の書類・帳簿等を整備，保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

4 火葬場の設置状況等

南九州市周辺の火葬場及び処理能力等は，次のとおりである。

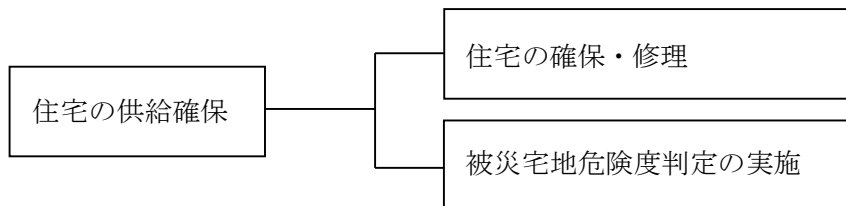
火 葬 場 名 称	所 在 地	管 理 者	1 日処理能力
南薩地区衛生管理組合枕崎共同斎場	枕 崎 市	南薩地区衛生管理組合長	9 体
南薩地区衛生管理組合南さつま火葬場	南さつま市	南薩地区衛生管理組合長	6 体
川辺火葬場	南九州市	市長	6 体
穎 娃 浄 楽 苑	南九州市	市長	6 体

第10節 住宅の供給確保〔実施責任者：福祉健康課・都市政策課・建設課〕

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 災害により住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 組立式住宅

県が（社）プレハブ建築協会等と締結している「組立式住宅の提供、建設に関する協定」に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(イ) 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

② 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

③ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

敷地名	所在地	敷地面積 (㎡)		建設可能戸数
		全体敷地面積	建設可能敷地面積	
額娃運動公園	額娃町牧之内 2606	159,000	7,500	93
平和公園ゲートボール場	知覧町郡 3975 他	232,000	13,000	162
知覧テニスの森公園	知覧町郡 9169-6	48,000	5,700	71
諏訪運動公園	川辺町平山 7035-2 他	190,000	45,000	562
塘之池公園	川辺町下山田 5127 他	159,000	9,700	121

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯1箇所限りとする。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町間で融通し合う。

住宅の割り当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 市で処理不可能な場合、近隣市、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 資材の調達等

ア 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請は、鹿児島森林管理署を通じ、九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が災害に応じて締結するものとする。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

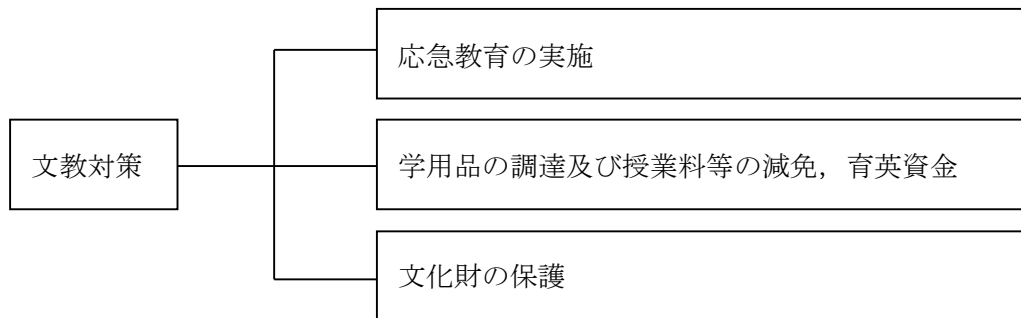
なお、被災状況に応じ、市と県は協議・連携を図り、相互協力・支援を行うものとする。

第1.1節 文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

災害時には、多数の児童生徒の被災し、学校施設等多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

1 文教対策の実施者

応 急 教 育 の 対 象	実 施 者
市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における災 小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校	学校法人等の長

2 教室等の確保

（1）施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

（2）普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

（3）校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。また、市内の学校の校舎が利用できない場合は、近隣市等の学校の利用ができないか検討を行う。

（4）応急仮校舎の建設

（1）～（3）までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

（1）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市の地域外操作

市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保によりできるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法による。

(2) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

(2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

(3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が指定避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において指定避難所が開設される場合、学校長等は指定避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 指定避難所の運営への協力

指定避難所の運営について積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は、り災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金

1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については、市教育委員会又は県教育委員会において、調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は生徒が被害を受け、授業料等の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県教育委員会及び市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告しなければならない。

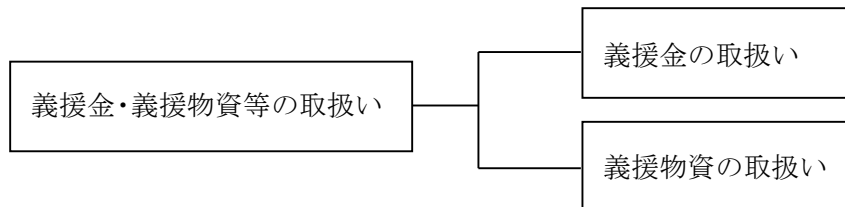
3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金の取扱い

1 義援金の募集

市は、県及び関係団体と相互に連携を図りながら、義援金の募集を行う。

2 義援金の管理

市において、個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、厳重な管理をする。

3 義援金の配分

市において受領した義援金は、配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

1 義援物資の募集

市は、県及び関係団体と相互に連携を図りながら、義援物資の募集を行う。

2 義援物資の管理

市において、個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援物資は、厳重な管理をする。

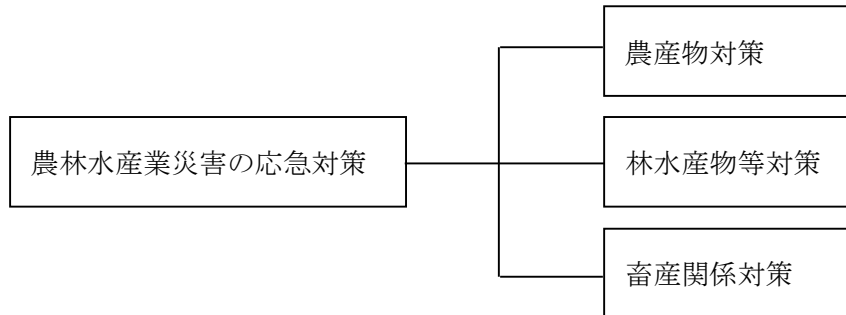
3 義援物資の配分

市において受領した義援物資は、配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第13節 農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農業振興課・耕地林務課・茶業課・商工観光課〕

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対 象 作 物	主 な 対 象 災 害
(1) 水稻	風害、水害、干害、寒害
(2) 大豆	風害、水害、干害
(3) そば	風害、水害
(4) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(5) たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
(6) さとうきび	風害、干害、潮風害
(7) 野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(8) 果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(9) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(10) 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(11) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害、降灰害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもと

的確な状況の防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

市は、病虫害の異常発生に備えて、JA南さつま・JAいぶすき及び市内の販売業者を把握しておくものとし、農薬が不足する場合は、県経済連及び農薬卸売業者と連絡を取り早急に確保するものとする。

(3) 防除機具の整備

市、団体及び自治会防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害、降灰害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害、降灰害

(2) 水産物

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行う等、過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 畜産関係対策

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は、知事が行うものとし市は、活動に協力するものとする。

2 畜舎の消毒

市は、家畜伝染病の発生・まん延防止のため、県に協力するものとする。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑化、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策〔実施責任者：九州電力株式会社〕

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものとする。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災等を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

4 危険予防措置

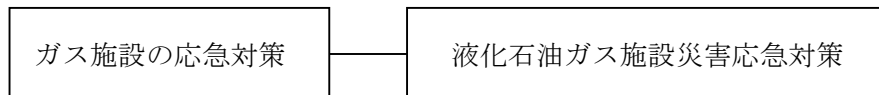
電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は、極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第2節 ガス施設の応急対策〔実施責任者：ガス供給機関〕

災害時には、プロパンガスの埋没や流失等の被害があり、住民生活への支障が予想される。このため、ガス災害から住民を保護する。



第1 液化石油ガス施設災害応急対策

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署に連絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保に努めるものとする。

2 出動体制

液化石油ガス販売事業所は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。

また、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに消防機関に出動を要請するものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては、通報受理後、原則として30分以内に到着できる体制を整える。
- (2) 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用するものとする。
- (4) 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い事故の拡大防止に努める。

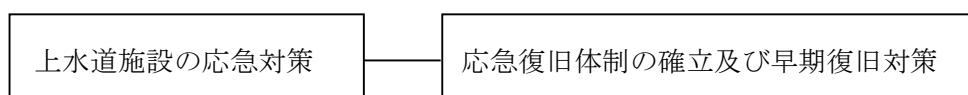
5 関係機関との連携

- (1) 県LPガス協会会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告等に基づき、危機管理局、消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 県LPガス協会支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

第3節 上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

災害時には、マンホールの破損や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

下水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機等においてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧作業

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。また、雨水貯留池等への汚水を貯留する等の措置も検討する。これらと平行して各施設の破損箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れ等、被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、市は、西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し、迅速に通信を確保する。

電気通信施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、必要に応じて市及び関係機関に被災の状況及び災害対策等について連絡するものとする。

2 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

3 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出動、資材調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

4 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

なお、市は、災害が広範囲におよび広報活動への協力要請があった場合は、協力するものとする。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

道路・河川等公共施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、連携した復旧に努めるものとする。また、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。